

平成 25 年 5 月 31 日

第 2 回南知多町議会定例会会議録

1 議事日程

5月31日（初日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 報告第1号 平成24年度南知多町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第7 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第8 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第9 議案第34号 工事請負契約の締結について（同報系デジタル防災行政無線設置工事）
- 日程第10 議案第35号 工事請負契約の締結について（篠島渡船施設整備工事）
- 日程第11 議案第36号 工事請負契約の締結について（総合体育館外部改修工事）
- 日程第12 議案第37号 南知多町長等及び職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第38号 南知多町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第14 議案第39号 平成25年度南知多町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第40号 平成25年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1番 竹内 壽一

2番 山下 節子

3番 吉原 一治

4番 鈴木 欽夫

5番 鳥居恵子
7番 鈴川和彦
9番 榎本芳三
11番 相川成三

6番 松本保
8番 沢田清
10番 榎戸陵友
12番 石黒充明

欠席議員 (なし)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	鳥居敏正
総務部長	渡辺三郎	総務課長	大岩良三
検査財政課長	鈴木正則	防災安全課長	石黒廣輝
税務課長	鈴木喜雅	企画部長	齋藤恵吾
企画課長	林昭利	地域振興課長	鈴木良一
建設経済部長	平山康雄	建設課長	吉村仁志
産業振興課長	北川眞木夫	水道課長	石堂和重
厚生部長	早川哲司	住民課長	宮地廣二
福祉課長	河合高	環境課長	田中章介
保健介護課長	石堂登久則	教育長	大森宏隆
学校教育課長	内田静治	社会教育課長	石川芳直
学校給食センター所長	齋藤徳光	会計管理者	山下栄
出納室長	柴田幸員		

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 竹味英季 主査 保母公次

[開会 9時30分]

○議長（鈴木和彦君）

皆さん、おはようございます。

ただいま南知多町においては、地球温暖化防止及び経費節減のため、さわやかエコスタイルキャンペーンを実施しておりますので、議会もノーネクタイ、軽装で実施してまいります。

今日は、大変御多用の中を6月定例町議会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年第2回南知多町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

日程に先立ちまして、報告させていただきます。

監査委員より例月出納検査結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木和彦君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において3番、吉原一治君、4番、鈴木欽夫君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（鈴木和彦君）

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月11日までの12日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は12日間と決定しました。

日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明

○議長（鈴木和彦君）

日程第3、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

本日、ここに6月定例町議会を招集いたしましたところ、議員の皆様方全員の御出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

それでは、初めに諸般報告をさせていただきます。

まず、災害時要援護者登録者数と登録者名簿及び地図の配付先につきまして、御報告申し上げます。

災害時要援護者登録者数は、5月22日現在で444名であります。また、登録者名簿及び地図の配付先は、区長、消防団、民生児童委員、社会福祉協議会及び知多南部消防組合でございます。次回の配付時期は、登録者名簿と地図の更新を行った後、10月を予定しております。災害時要援護者登録者申請書は、今後も随時受け付けしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、風疹ワクチン接種緊急促進事業につきまして、御報告いたします。

全国的に風疹の流行が続いており、愛知県におきましても風疹患者が急増いたしております。風疹の流行を抑え、さらに先天性風疹症候群の発生を抑えるため、愛知県の補助事業を活用いたしまして、本町におきましても、予防接種費用の一部を7月から助成いたすことといたしました。1人当たり5,000円で100人、総額50万円を見込んでおりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、昨日の愛知県防災会議におきまして、東海・東南海・南海地震等被害予測調査で愛知県内の町村別被害試算が公表されましたので、御報告いたします。

今回の試算は、昨年8月22日に内閣府中央防災会議が公表いたしました南海トラフの巨大地震に関する愛知県の被害想定結果、建物被害、これは全壊・焼失棟数でございますが、約38万8,000棟。人的被害、これは死者数でございますが、約2万3,000人を愛知県の基礎データを使い、県内の市町村別に被害数値を試算したものであります。

その試算における南知多町の最大値の被害想定は、建物被害におきまして、試算に用

いた建物棟数1万2,935棟のうち、約9,000棟、69.6%が全壊・焼失と発表されました。また、人的被害におきましては、2万549人のうち、約2,300人、11.2%の死者が発生するという数値となっております。

今回の被害予測内容は、本町の今後の防災・減災対策を進める上での貴重なデータでございます。住民や観光客の被害をゼロに近づけるための施策をしっかりと取り組んでまいります。

以上で諸般報告を終わります。

続きまして、提出案件の概要を御説明申し上げます。

本日、提出させていただきます案件は、繰越明許費繰越計算書の報告を1件、及び専決処分の承認を求めることについてを初め10議案でございます。

それでは、順を追って提出案件の概要を御説明申し上げます。

報告第1号の平成24年度南知多町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書につきましては、繰越明許費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものであります。

議案第31号から議案第33号の専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月31日に公布されたことに伴い、南知多町税条例の一部を改正する条例、南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例及び南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたもので、同条第3項の規定によりまして、議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案第34号の同報系デジタル防災行政無線の設置工事の工事請負契約の締結につきましては、去る5月8日に入札を終えましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものであります。

議案第35号の篠島渡船施設整備工事の工事請負契約の締結、及び議案第36号の総合体育館外部改修工事の工事請負契約の締結につきましては、去る4月24日に入札を終えましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものであります。

議案第37号の南知多町長等及び職員の給与の臨時特例に関する条例の制定につきましては、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえまして、本町においても国に準じた必要な措置を講ずるため、新た

な条例を制定するものであります。

議案第38号の南知多町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成25年4月13日から施行されたことに伴いまして、新たに条例を制定するものであります。

議案第39号は、平成25年度南知多町一般会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,441万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額を67億2,941万3,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正をお願いいたします内容としましては、歳出におきまして、総務費1,509万4,000円、衛生費650万円及び商工費1,023万9,000円をそれぞれ追加し、農林水産業費742万円を減額するものであります。

また、歳入におきましては、県支出金2,505万2,000円、諸収入費250万円及び町債820万円をそれぞれ追加し、繰入金1,133万9,000円を減額するものであります。

議案第40号は、平成25年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、歳入の財源更正を行うものであります。更正をお願いいたします内容としましては、歳入におきまして、町債760万円及び県支出金1,632万円をそれぞれ追加し、繰入金2,392万円を減額するものであります。

以上で、諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わらせていただきます。円満かつ速やかに御可決、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木和彦君）

これをもって、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わります。

日程第4 一般質問

○議長（鈴木和彦君）

日程第4、一般質問を行います。

質問の時間は、答弁を含めて1時間までとし、関連質問は認めません。

なお、念のため申し上げます。自席からの再質問については細分化してもよいことといたします。また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

質問の通告がありますので、順次発言を許可します。

11番、相川成三君。

○ 1 1 番（相川成三君）

皆さん、おはようございます。

ただいま議長からお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

南知多町振興基本計画についてでございます。

この計画の策定に当たり、地区住民会議に出席され、真摯に提言された住民の皆様に厚く御礼申し上げますとともに、町長を初め執行部の皆様、特に本計画書をまとめられた若い担当者の各位に深く敬意と感謝を申し上げます。大項目で12項目、合計284件の懸案事項が提案されています。

さて、そこで、私が日ごろから重要視している項目について、若干質問させていただきます。

1. この計画は絵に描いた餅にならないため、(1)進行管理票はつくられましたか。

(2)多岐にわたる案件であります。一挙に手がつけられない。施行順位は決定されましたか。

(3)施行については、案件によって国・県に委ねるしか方法がないものがありますが、住民の支援が特に必要なものもあります。組織づくりは進んでいますか。

次に、2. 案件の大項目の中から、(1)市街地住宅整備について。ア. 内海駅周辺のバリアフリー化は数年前からの懸案であります。町のやる気が問われています。取り組みについてはどこまで進んでいますか。

イ. 安心・安全な住宅整備について、国は国土強靱化を唱えていますが、地方において、その前に立ちはだかっているのが都市計画法における市街化区域と市街化調整区域の線引きと農地法の縛りであります。この縛りを改善しなければ、大都会と地方の格差はますます広がり、国政選挙の1票の重みの格差も際限なく広がるでしょう。

この問題は、事務職レベルの問題ではありません。町長の政治的手腕の発揮どころであります。ぜひ都市計画法の線引きの見直しと、農地法の制限の見直しを国に訴えてもらいたい。町長にお願いいたします。

(2)観光交流、商業について。

大項目12項目のうち、この項目は74件も案件があり、全体の約4分の1を占めています。緊急なこととして、今、全町を挙げて取り組んでいただきたいのが円安、アベノミクスによるさまざまな利点を本町に取り込んでもらいたいものであります。観光面而言えば、外国人の受け入れのための町の力の入れ方です。これについて、町の取り組みを

お聞きしたい。

以上で壇上での質問を終わります。再質問については自席から行います。

○議長（鈴木和彦君）

齋藤君。

○企画部長（齋藤恵吾君）

それでは、南知多町振興基本計画について、御質問1. この計画が絵に描いた餅にならないためにつきまして答弁させていただきます。(1)から(3)までは関連がございますので、一括で答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

本計画は、町民の皆様と行政が共通の目標を持ち、一体感を持って地域づくりを推進していくため、地域の皆様とともに、地域の振興指針となる計画を策定したものでございます。地域にとって、今必要と考える思いをハード事業を中心に御提案いただき、目で見えてわかるように地図に落としながらまとめ上げたものでございます。

作成に当たり、町内9地区で各3回の住民会議に延べ667人の町民の皆様にご参加いただきまして、総合計画や都市計画マスタープランに既に計画されている施策も含めまして、284件の事業・案件を御提案いただきました。町民の皆様にはお忙しい中、この住民会議にご参加いただき、積極的に御提案いただきましたこと、大変感謝するものでございます。

それでは、質問1の(1)進行管理及び(2)施行準備につきましては、まずこの計画の内容について、地域の皆様に広く周知し、課題を共有していただきます。既に4月に各地区の計画書を全戸配付し、町ホームページにも掲載しております。また6月からは全地区の計画書を、順次町広報でも掲載していく予定でございます。今後は、この提案の実現性に向けて役場全庁を挙げて、必要によってはプロジェクトチームを設置して検討と分析を行ってまいります。

この計画は、法規制や財政の制約に捉われずに考えていただいたものですが、地域の皆様が必要と考え、御提案いただきました事業・案件は、町としてもしっかりと受けとめ、284件全ての案件を担当課ごとに整理し、実現するために障害となっているものは何か。法的な規制が緩和または解除されないといけないもの、所有者の同意が必要なもの、予算さえつけばできるものなどを1つずつ整理し、地域としての必要性、社会としての必要性を検討し、その実現性について分析・研究してまいります。必要性を確認した上で緊急性や財政状況を見て、選択と集中により優先順位、事業実施目標を定めて実施

計画に反映していくこととなります。

次に、(3)の推進組織づくりにつきましては、御指摘のように、この計画には、役場のみでは実現が難しい案件が多く含まれています。それぞれの施策の推進に当たっては、具体的に取り組む事業・案件に応じて、漁協や農協、観光協会などの各種団体、地区自治会やまちづくり協議会などの組織、さらには、民間事業者やさまざまな世代の皆様と力を合わせて推進していかなければならないと考えています。

1つでも多くの計画の実現のため、地域と行政が取り組んでいきたいと思っておりますので、地域の皆様や議員の皆様にも御協力をお願いいたします。以上でございます。

(11番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

相川君。

○11番（相川成三君）

今、お聞きしたのはいろいろ心がけ、つもりの段階であって、どこにどういうふうに具体的にまだまだ動いていないと。すぐやらなければ効果は出ないと思うんです。

私はいつも、前に県におったときのことを話して失礼なんですけれども、月曜日に必ず朝会議を開いて、必ず先週と今週の違いというものを皆さん会議で評価して、それでその違いについて、まだ滞っているものは何が原因か。それをその場で議論し合って前へ進めました。そういうこともありますので、ただ、こうやる、こういうつもりというだけでは発展がないので、そこを具体的に早く行くようにお願いします。

次に行ってください。

○議長（鈴木和彦君）

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

それでは、質問2の(1)のAにつきまして、内海駅周辺のバリアフリー化につきまして、答弁をさせていただきます。

内海駅周辺のバリアフリー化につきましては、駅のエレベーター設置だけではなく、内海駅を中心として公民館、交番、学校、郵便局などの各生活関連施設を結ぶ道路や経路、案内標示等のバリアフリー化が考えられます。

整備方法としましては、バリアフリー新法に基づく基本構想制度を検討しているところであります。まだ具体的な整備方法は決まっておりませんが、地域としての必要性、

その実現性について研究し、緊急性や財政状況を見て事業実施目標を定め、地域基本計画との整合性を図り、取り組んでいきたいと考えております。よろしくお願いいたします。以上で答弁を終わります。

(11番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

相川君。

○11番（相川成三君）

これも気持ちだけの問題でありまして、一つも進歩ありません。

余り広く考えちゃいけないんです。何が最も必要かという観点から、エレベーターならエレベーターに絞って、交番とか、いろんなこととか、ほかの道路の取りつけだとか、そんなことは関係ないんです。まずこれが必要だというものに絞って突っ込んでいただきたいと思います。

次に移ってください。

○議長（鈴木和彦君）

平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

質問の2の(1)、イについて、安心・安全な住宅地整備につきまして、町長にお願いしますということでございますが、私のほうから答弁させていただきます。

都市計画法の線引きの見直しについては愛知県が決定するものでありますが、市街化区域への編入など、町の総合計画や都市計画マスタープランとの整合が図られていることや計画的な開発など、基盤施設整備の確実性があると認められる区域であることなどの条件があります。市街化調整区域は市街化を抑制する区域として、自然や農地を保全する地域であり、宅地化することを規制しております。

農地法の制限の見直しにつきましては、法律等の改正が必要であり、現行法では優良農地における住宅地整備は大変難しいということは、相川議員も御承知のことと思います。しかし、防災対策として南海トラフ津波対策については、高台の利用を検討していく必要があると考えます。

津波防災地域づくりに関する法律により、指定された津波災害特別警戒区域で災害危険区域に指定されますと、移転先の開発行為の許可等の要件が緩和されることなどが国において検討されております。要件として、新たに高台に集団移転して市街地を形成す

るような場合では、地元住民の意向を尊重すること、また全ての住居が移転できるような配慮が必要であります。農地法の規制についても、防災対策に必要で農業に支障がないと認められれば許可をするというものでございます。こういった要件を満たさなければなりません、災害・緊急時などの特別な場合における対策として、高台移転のための都市計画法と農地法の縛りについて検討して、必要により国へ働きかけていきたいと考えております。よろしく願いいたします。答弁を終わります。

(11番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

相川君。

○11番（相川成三君）

非常にいわゆるお役人のような答弁でございまして、これは、私、おととしも質問したと思うんですが、この東北の大災害があつて、初めて戦後の農地解放と同じぐらいのインパクトがあつて、農地の見直しができるんじゃないかなあと私は期待をしたわけです。非常に農地法というものは厳しいものでありまして、これは一般事務レベルでは何ともならん。だけど、この町の大多数の人が、今の都市計画法でいいのか。いや違う、山の上のうちを建てたいんだと。建てたほうがいいんだと思つておられると思つてますよ。

それを町長やら、町の職員が代弁していただいて、難しいからこそ、私はここで提案しておるんですよ。簡単ならこんなところで言う必要がないです。事務的レベルで済むことなんです。難しいから、私は何度もこの問題に取り組んでいる。難しいからできないというのでは、子供も同じこととてございまして。難しいからやると、努力すると、そういうこととてございまして、ただ、私は法律があるから、法律は人がつくつたものですね。人が勝手につくつたものです。地震や津波は人が勝手につくつたものでも関係なしで、低いところへは必ず津波は来ると。弱いところへは必ず地震が来てうちが倒れると。地震君や津波君に負けないようなまちづくりをしないかんです。

そういうことで、これはやっぱり同じような条件の市町と共同して、いわゆる町のほうから全国に向けて、困るんだと。自民党も国土強靱化法をやっておりますが、目に見えてこないんです。

先ほど町長が諸般報告の中で、いわゆる本町の建物の被害状況、それから死亡者の予測を言いましたけど、言うだけじゃないですか。それじゃあ、これをどういうふうにしたら1人でも減らせるのかと。具体的な対策をとらなきゃ、何も言うだけじゃ、報告だ

けじゃ何もなりません。せっかく金をかけて調べた以上は、その調べを、答えを実際に実行しなきゃいけないんですよ。いわゆる市街化都市計画法があって、地方計画法がないんですよ。都市には、必要なものは都市計画決定で田舎の農地だって、市街化調整区域だって何でもつくっちゃう。田舎法がないからつくられっ放しですよ。

東京へ原子力発電所なんかつくって、それからし尿処理場なんかつくって、名古屋にもそういうものをつくったら、そこの人口が田舎へ来るんですよ。田舎へ何もかも踏み込んできちゃうと。

そういう田舎計画法をつくってくれと私は伊藤さんにも言いましたが、非常に参考になるのは、掛川市の前の市長でございます。市庁舎の敷地内へ終末処理場をつくったと。いいものばかりつくっちゃいかんと。臭いなら臭いで市の職員が辛抱するとか、臭くならんようにするとか、そういういろんな考え方があって、まちへいいものばかりつくっちゃって、まちは保育園が足らん。田舎はどんどん余って、余ったほうへ人口は移動するようなことも一つかなというふうに、この件について町長の御意見を聞きたいと思えます。

○議長（鈴木和彦君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

相川議員の、今全般における、このたび、つくりました町の振興基本計画につきましての見識から、今後の我々の構想に関しても含めた総合的な土地の利用計画に対しての私の考えを申し述べさせていただきます。

都市計画法、そして農地法、それだけをとってみましても、まず都市計画マスタープランというのは、県の上位計画の中で今策定されていることは、議員も御承知のことと存じております。

それは、愛知県は6つの都市圏にはつくられておまして、名古屋、尾張、西三河、東三河、豊田、そして知多半島でございます。5市5町の都市計画を見ますと、武豊から北がいわゆる一般の市街化区域、美浜、南知多町が調整区域というふうに大きく理解していただきます。そして、緑地の保全地区としての役割を70%程度両町で見ているのが県の上位計画であります。よって、2010年から2020年までのその計画の中で、我々は今、町民の負託に応じて、できるものをやるという状況であることは、2010年のスタートをするときの都市計画の南知多町をおつくりになった1人でもございますので、理解

していただいております。

ということは、2020年に新たな都市計画マスタープランができるわけですが、その準備を既に始めているという位置づけで、今回の地域振興計画をつくらせていただきました。よって、2010年にどれだけ町民のこうしていただきたいという思いが、上位計画である愛知県の都市計画マスタープランの中に入ってきたのだろうか。今の都市計画マスタープランでいいのだろうか。そういう意味での私たちに対しての御提言だと理解するならば、現在、先ほど企画部長が答弁したように、難しい法規制があるなら、それは何なんだと。それと、それに対してはどのぐらいの概算予算が要るのかと。そして、ある程度の計画をつくらねば、県にも国にも言うことはできません。ただ、やってくれではできません。

そういう意図を持ってこの計画を、いかに町民の人たちが思いを込めていただいているか。その温度差が地域にあらわれていくと思いますし、284件の中でどれが順番なんだということを全町民の皆様方に、何であそこは早いんだということがはっきり説明できるためにも、この計画をぜひ町民の皆様も、我々つくった職員一人一人もしっかり肝に銘じて、上位計画である都市計画マスタープランの2020年から2030年、この計画の中にしっかり盛り込んでいきたいと思って、それをつくらせていただいたものでございます。

ついおととい、愛知県の2020年、2030年の計画をつくるために市町村の声が聞きたいということで、5市5町の首長及び商工会議所、商工会の3分間程度の時間ではございましたけれども、知事との懇談会がございました。

愛知県も2030年、2027年のリニアに向かって、どう愛知県が変わっていくんだというときに、当面2020年までに何をやればいいのかということを我々に聞いてくださいました。その中でしっかり訴えてはきましたが、それに対して具体的な提案を持って、議員が私に期待していただいております政治力といいますか、情熱といいますか、それを県・国にお届けしてまいりますので、さらなる議員の叱咤激励を賜りたいと存じます。よろしく願いいたします。

(11番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

相川君。

○11番（相川成三君）

まちづくりというものは、やっぱり命あっての、人命あってのまちであります。まずそれを全面的に進めて、いろいろ枝葉や上位計画、そういうものもありますが、南知多町はどうしたら人命が守られるのかと。それ1つに絞って行って突っ込んでいただきたい。そういう姿勢でお願いしたいと思います。

次に移ってください。

○議長（鈴木和彦君）

平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

質問2の(2)につきまして、外国人の受け入れに対する町の取り組みにつきまして、答弁をさせていただきます。

円安、アベノミクスによる利点として考えられますものは、観光関係では、国内旅行の増加と海外からの旅行者の増加が期待されます。本町の外国人受け入れについての取り組みは、南知多町に訪問する外国人に対し、町の認知度を向上させるとともに、町内への交流人口拡大を図るため、4種類の外国語版パンフレットを作成し、ホームページにもこの外国語版パンフレットを掲載しております。

誘致活動としては、町が構成団体として加盟している愛知県観光協会や、東海地区外国人観光客誘致促進協議会の海外誘致事業に参加しております。平成24年度には、東海地区外国人観光客誘致促進協議会の海外誘致事業として、マレーシアの旅行雑誌社を招いて、愛知県内の観光スポットの取材と旅行雑誌掲載により、個人旅行者の誘客活動を行いました。また、中部運輸局主催の台湾観光プロモーション事業に参加し、南知多町の観光客誘致活動を行ってきました。

受け入れ事業として、観光関係者を対象とした外国人おもてなし研修会を知多南部観光協議会の研修事業として、美浜町・南知多町観光協会、商工会、民間観光業者13団体の参加を得て実施をいたしました。

今後、外国人の方が日本にたくさん訪れると見込まれますので、南知多町観光協会と連携を取りながら、外国人観光客の受け入れ体制の整備や、愛知県観光協会並びに東海地区外国人観光客誘致促進協議会の海外誘致事業を行っていきたいと考えております。よろしく願いいたします。以上で答弁を終わります。

（11番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

相川君。

○11番（相川成三君）

いろいろと計画を立てていただきありがとうございます。

なお、まだまだ外国人の来訪は本町には少ないので、いろいろなことをお願いいたします。

よろしく願いしまして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（鈴木和彦君）

以上で、相川成三君の一般質問を終了いたします。

次に、5番、鳥居恵子君。

○5番（鳥居恵子君）

ただいま議長さんの許可をいただきましたので、一般質問の通告を朗読させていただきます。

再質問がある場合は、自席にて再質問させていただきます。

1. 町の発展のために農業振興地域の活用を。

東日本大震災以降、大きな地震に対する備えが強く求められるようになりました。とりわけ海岸の自治体では、巨大津波への対策が急務となっています。伊勢湾、三河湾に面した本町においても、津波対策は緊急の課題であります。

私も住民の命を守るため、少しでも速く津波から逃れるために避難路や避難場所の整備を再三にわたり強く求めてきました。地域で行う避難路の整備に対する助成や、実践的な避難訓練の実施など、町当局においても努力していただいたことに感謝するものです。

しかし、津波から逃げる素早い避難行動や安全な避難路の確保は、まずもって優先して実現していかなければならない課題だと思いますが、長い目で見れば、将来、市街地をより安全な高台へ移転していくことが必要ではないでしょうか。

この地域は、南海トラフを震源域とする巨大地震の発生が近く迫っていると言われていた地域です。本町はこの震源域に近く、しかも海に面した地理的条件にあります。海岸線に沿って低地に多くの民家が建ち並んでいます。また、子供たちが通う学校や保育所の中には、浸水のおそれのある低地や海の間近に立地しているところもあります。

加えて、本町の産業施設、例えば漁業施設や旅館などの観光施設など、本町の産業を支える多くの施設が海岸の近くに立地しています。巨大な津波によって、この町の多く

の住民の生活が失われ、学校や保育所などに通う子供たちが命の危険にさらされ、さらにこの町の産業も壊滅的な打撃を受けるおそれがあります。

今、この町は人口の減少が進んでいますが、その1つの大きな要因は、雇用の場が乏しいことです。地場産業を育て、あるいは企業を誘致して雇用の場を創造していくことなしには、人口の減少はとめようがないと思います。企業が進出し、あるいはこの町で産業が育っていくためにも、十分な広さと安全性を備えた用地が必要です。

そこで、この町の産業を活性化し、また、ここに住む人々の暮らしを守れる真に安全で安心な町として発展していくために、長期的な展望を持って、十分な標高のある高台の農地を、住宅地や公共用地または企業用地として開発していくことについて質問します。

(1)内陸部の高台に広がる国営農地開発事業によって造成された農地の総面積と、町の市街化区域の面積はどうですか。

(2)国営農地開発事業で造成された農地の利用状況と耕作放棄地の面積、割合はどうですか。

(3)内陸部の高台の農地を宅地、公共用地または企業用地に転用し、活用していくことについて、どのように考えていますか。

大きい2. 住民目線の行政サービスが提供できているか。

行政と住民とが協力しながらまちづくりを進めていく協働と協調の時代にあって、住民目線で行政を推進していくことは、互いの理解と信頼を深めていく上でも必要不可欠なことです。役場と町民とが接する窓口において、住民の視点に立って親切で丁寧な対応ができているか、常に職員はみずからチェックしていかなければなりません。加えて、行政の窓口が住民にとって利用しやすい便利な体制となっているように改善に努めていただきたいと思います。

また、本町においては年々高齢化が進み、65歳以上の方が6,000人を超え、高齢化率も30%を超えています。たくさんのお年寄りが暮らすこの町が住みやすい町になっていくためには、こういった高齢の方たちの目線に立って、行政サービスの提供体制を整備していくことも大切なことです。

そこで、行政サービスが住民の視点に立って、親切できめ細かいサービスの提供体制となっているかということについて、以下の質問をします。

(1)役場窓口の時間延長や休日窓口など、利用者の利便性を考慮した取り組みを行っ

ていますか。また、お客様を目的の窓口に親切に案内できる体制になっていますか。

(2) 役場支所が廃止されサービスセンターとなったことに伴い、出先の窓口業務の時間が短縮されましたが、見直す考えはありますか。

(3) 選挙投票所の統廃合が進められましたが、高齢化の進展などを踏まえた投票所数を見直す考えはありますか。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木和彦君）

平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

それでは、町の発展のために農業振興地域の活用について、質問1の(1)から(3)まで関連がございますので、一括答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず御質問1の(1)につきまして、国営農地開発事業によって造成された農地の総面積は384.5ヘクタールでございます。町の市街化区域の面積は406ヘクタールとなっております。

質問1の(2)につきまして、国営農地開発事業で造成された農地の利用状況としましては、昨年の年間の作付において、露地野菜308.9ヘクタール、施設園芸16.1ヘクタール、果樹18ヘクタール、飼料作物28.4ヘクタール、その他作物10ヘクタールとなっております。耕作放棄地は、全体面積384.5ヘクタールのうち3.1ヘクタールで、割合は0.8%でございます。

続きまして、質問1の(3)につきまして、内陸部の高台の農地を宅地、公共用地、または企業用地に転用していくことについて答弁させていただきます。

農地法は農地を農業用に供するために保全すること、また農地以外の利用を制限することが法の根幹でございます。平成21年の法改正においても、農地転用規制のさらなる強化が図られたところであります。

国営農地開発事業で整備された優良農地は、知多南部土地改良区などと協力して、今後も農地として保全し、農業の振興に努めていく必要がありますので、高台の農地を宅地などに利用することは、現在のところ考えておりません。

しかし、先ほど答弁させていただきました災害緊急時などについては、特別な場合は対応を検討していくべきであると考えております。よろしくお願いいたします。

（5 番議員 挙手）

○議長（鈴木和彦君）

鳥居君。

○5番（鳥居恵子君）

答弁ありがとうございます。

先ほどと一緒にあったんであれですが、高台に行く住民の多くが意識的に今の配分とは関係なく、低いところで死にたくないという意識は皆さんも御存じだと思うんです。しかも、新聞で今日発表されたように、30日の発表の愛知県は、これは津波が10メートル、死者が2,300人という本当にびっくりする、予測はしていましたがびっくりする状況が南知多にあります。南知多がもし災害が来たら明らかに1割の人間は死んでしまう。そしてまた、多くの家が崩壊し、ひょっとしたら、もし大きな地震が来たら、南知多は本当に立ち上がれるかなあという意識がすごくあります。

しかも、トラフの地震の発表が前回も10メートルとって発表されました。そのときには、私たちはびっくりしまして、最初3メートルぐらいと思っていたのが10メートルで、避難場所も全て10メートルに変えて対策をしたんですが、ただ、非常に意識的に、そういった場合、皆さんは、住民の多くの声はやはりうちをつくるときに、こんな低いところではやっぱりつくりたくないというのが本音なんですね。

だって生活するときに、私もそうですが、低いうちで海が見えたところではすばらしいなと思うんですが、もし津波が来たら逃げるということをみんなも意識して、自分たちもとにかく逃げるということを意識しますが、通常住んでいるところは、例えば不安も夜中に来たらどうしようとかという住民の声はすごく大きいんですね。逃げられない状況があるんじゃないかということの不安もすごく大きいので、農地法とか、いろんなことがあり、都市計画法とか法律はあるんですが、考え方を今ここで、今は違うんだと。今までの法律、例えばさっきおっしゃったような10年間の縛りがあるとかということも含めて、私たちは南知多というのは三方を海に囲まれていますので、そして最も危険な場所に住んでいるような気がします。

そして、南知多のちょっと大きな問題は、2,300人というふうに死者の予測がされましたが、ほかの町と違う大きなところは、実は交流人口、観光客が……。

○議長（鈴木和彦君）

鳥居さん。発言の途中ですけど、通告外にはならないように留意して進めていってください。お願いします。

○5番（鳥居恵子君）

はい。

ですから、そういったところで、先ほどの高台に土地利用を進めるということの重大さは、もっと意識的に地方から声を出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴川和彦君）

平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

これまでの都市計画を考えますと、今、現時点で東北の震災とかそういったものが起こったということで、皆さんがそういうふうになりましたし、南知多の場合は、津波に遭った経験もございません。

これまでの都市計画を振り返ってみますと、昭和45年にさかのぼりますけれども、市街化調整区域の線引きをしてから、49年に都市計画道路の計画を示し、水田等を埋めて農地を宅地にして道路をつくってきたということでございます。

昭和57年から平成6年まで、12年かけて国営農地開発事業で山の中に畑をつくった。今叫ばれます災害対策を考えたときには、この当時の都市計画は、安全・安心な住宅整備を重視して都市計画を計画したんじゃないというふうになってしまいますけれども、この30年余りの間に、平地にある市街地の整備、農地山林を保全してきた歴史の経過がございます。特に国営の農地開発事業地内においては、岩盤を砕き、肥料を施して耕し、優良の農地をつくるための努力、農地の集積、規模拡大、近代化を図って後継者を育成して、経営の安定を目指してきた成果が、今ようやく南知多町の農業の中に定着をしてきた状況です。

そういう中でつくってきた農地でございますので、先ほども答弁させていただきましたが、緊急時、災害時を考えた国営の中の住宅整備は検討していく必要はありますけれども、一般的な住宅地整備ということは考えておりませんので、よろしく申し上げます。

それと、先日、南三陸町の議会の方が南知多町を訪れまして、今後の産業振興をどうやってやっていったらいいかということで南知多のほうに訪問していただきました。いろんな質問等も出ましたけれども、住宅地整備については、高台集団移転を計画していますかということで、こちらから問いかけをしましたら、高台移転が決まっておりますという返事でもございました。しかし、全体の住民の方が理解したわけではなく、賛成も

全員賛成ではございませんということでした。そういったことを考えると、大変今から経費もかかることですし、時間もかかる。南三陸のほうは、山を削って宅地をつくるしかないということでございました。しかし、南知多町は昔からの都市計画、農地法によって国営の開発事業地内ができましたので、考え方によっては、災害時、緊急時にそこを使わせてくれということを住民に訴えて、住民が理解をしていただければ、既に造成地ができておるといふ考え方になれば、南知多町は先行しているんじゃないかというふうに考えております。ですので、そういったことを今後は住民と話し合っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(5 番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

鳥居君。

○5 番（鳥居恵子君）

ありがとうございます。

じゃあ、ちょっと教えていただきたいんですけど、例えば開パではなくて、家をつくりたいという人が市街化調整地域でつくりといった場合に、特例以外は許さないということではなくて、何とか対処するというか、新しく南知多に合ったやり方で、もちろん法律もありますが、やり方をやっていくべきだと思うんですね。

というのは、もう3月11日以降、常識も変わったし、物の考えも変わって、農業も大切、もちろん産業も大事ですが、先ほどおっしゃったように命を守るといふ基本がないと、住民は落ち着いてこの町に、海が見たくないという人もいますし、ある方は、実は土地がないと。お金もそんなにないけれども、師崎が好きだからということで、でも、ちょっと坂の上があったところに土地があつて、あれは建てられんのかねって。調整区域は全然建てられないんですじゃなくて、それを何とか、この町はそういったものやってくべきじゃないでしょうか。

例えば前回20メートルとあつて、意識がそのときにあつて、今また10メートル、驚く。しかも私たちの町は本当に三方が海なんですよね。台風にもおびえ、台風にどうしておびえるかという、津波を連想させるようになったからですね。

そういった点では、例えば公共の建物も、今、浜にあるところをもうちょっと高台にやるためにはどうしたらいいかという、できないことはできないで、それってやり始めないとできないというのか、意識の中に、個々の2万人しかいない人たちの、その中の

1軒の家、その家に対しては慎重もいいですが、やっぱり受け入れ体制というのはどうなんでしょうか。

○議長（鈴木和彦君）

平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

一般的な個人の住宅の市街化調整区域に建てる場合につきましては、都市計画法上の基準で市街化調整区域で建てられるものが決められておりますので、一般的には、市街化調整区域では漁業者、農業者の住宅、それから日常生活に必要な物品の販売とか加工、そういったものを営む店舗、沿道サービスなどの店舗。これは国道、県道、そういったところに指定をしてございますので、そういうところに接しておれば建てられるところがございます。

今でも南知多町だけではなく、美浜、武豊、南知多、同じ条件でございますので、南知多で建てられなくて美浜で建てられるという条件は、都市計画上はございませんので、その辺のところを御理解いただきたいと思います。

また、ほかにも特定公園法、特別地域の宿舍事業等では、ここら辺でもホテル、旅館、保養所等などは建築可能であります。よろしく願いいたします。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

鳥居君。

○5番（鳥居恵子君）

ありがとうございます。

でも、現に建築可能といいながら、今美浜町で御商売をなさっている方が、南知多町に話をしたら、建てられたからこちらへ来たという話をよく聞きますし、そこら辺の町としての対応が、ひょっとしたらできないよということが先に来ると、どうしてもできない理由をいっぱい探すような気がするんですよね。やってやろうという気持ちがあれば、どうでしょうかね。やると決めて法律とか、そういったこともやるような時代が、来たんじゃないんでしょうか。

今までどおりこれはできません、あれはできませんと言っていると産業も没になってしまうし、それから個人の家に関しても、先ほどおっしゃった沿道の仕事の人をもっと積極的に働きかけて、そうすれば住民も減る数が少ないし、いろんな総合的ではもうち

よっと緩くというか、それと並行して国に働きかけるとか、いろんなことをして、とにかく住民の声、ここに住みたい人には極力協力して住んでくださいというような姿勢、あと公共のものに関しても、やっぱり危ない可能性があれば、積極的にそれを進めていくという姿勢はどうなんでしょうか。

○議長（鈴木和彦君）

平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

住宅地の適地については、私どももこちらに問い合わせがあれば、積極的に南知多に住んでもらいたいために説明をして、都市計画法上の適地かどうかということをお話しております。

先ほども言いましたが、どこも同じですので、今現在、美浜に建てられている事業所、住宅もそうですが、同じ条件で南知多に聞いてきていると思います。南知多は建てられないと言ったわけではなくて、条件的には建てられるんですが、やっぱり事業主がもっといい適地を見つけてほかに建てたというふうに理解しておりますので、恐らくですが、南知多で建てられなくて美浜で建てられたということではなくて、事業主がそちらを選定したということで御理解をいただければ幸いです。よろしく申し上げます。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

鳥居君。

○5番（鳥居恵子君）

では、今おっしゃったように、例えば仕事の方がこの土地に南知多町でやりたいといっただけ来た場合は、相談窓口はどこへ行ったらいいですか。

例えば、私はこの前、肩パットの会社の方が岐阜で大成功をしているんですが、TPPで、この南知多ならセントレアも近いで相談に乗ってということであれしたんで、そういったところは、役場のどこへ行けば可能なんでしょうか。

○議長（鈴木和彦君）

平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

建築に関しては、建設課の都市計画係のほうで担当しております。南知多に進出したとか、まだ何も計画がないが、どこかいいところがないかといった場合には、企画の

ほうで担当していただいております。

(5 番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

鳥居君。

○5 番（鳥居恵子君）

では、進めるような土地をもう確保している。これをこうしたらこうなるというような図面はあるのでしょうか。

○議長（鈴木和彦君）

平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

今、南知多町の現状は、住宅地を建てる場合は市街化区域の中の宅地。それから、事業主が来た場合に、ここが適地ですよというところの用意はしておりません。よろしくお願いします。

(5 番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

鳥居君。

○5 番（鳥居恵子君）

変な話で人口をふやそうとしたら、雇用の場所といたら、先ほど申し上げたような農地の調整区域でもということで、そうやってもっと門戸を広げることは、今緊急的に大事ではないのでしょうかね。だって、紹介されてここに入ってきた人は、土地がありませんでは帰っていきますよね。そこら辺はどうでしょうか。

○議長（鈴木和彦君）

平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

住宅地というか、市街化調整区域を市街化区域にするという場合には、やはり区画整理とか、面的整備をしないとできるものではございません。そういったことで、今の段階では、今の都市計画法の中で対応しているということが現状でございます。

○5 番（鳥居恵子君）

ありがとうございました。

ぜひ、でも前、チッタ・ナポリが15万坪、海沿いの土地がありました。あのときに、

あそこの知多土地の方が、ほかのところがちょっと失敗して、ここはどうしてもやりたいということで町に相談に来ましたら色変えをしてくれました。そのうち、どういう形にしろ、あそこは誕生しました。それは大きな、今、形がちょっとあれですけども、ここにたくさんの方が来てという構図が開けましたので、いろんな点でこの農地の転用というか、例えばロードサービスにやる土地があったら積極的に、何か産業振興課さんでもどこでもいいんですが、総合的に相談に乗れるところが緊急でつくっていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木和彦君）

平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

町全体で検討して、対応できるようなことを検討していきたいとは考えておりますので、よろしく願いいたします。

（5 番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

鳥居君。

○5 番（鳥居恵子君）

ありがとうございました。じゃあよろしく願いします。

次のをお願いします。

○議長（鈴木和彦君）

渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

御質問の2の(1)役場窓口の時間延長などの取り組み及び窓口案内体制につきまして、答弁をさせていただきます。

まず、時間延長につきましては、平成20年4月から毎週水曜日に住民票や戸籍謄抄本の交付、税の証明、保険年金や福祉関係などの業務を午後7時まで時間外窓口として、平成21年3月末まで試行的に実施をいたしました。

1年間の利用実績は50回の時間延長を行い、延べ209人の来庁がありました。課別では、住民課が89人で1回当たり1.8人、税務課が22人で1回当たり0.4人、福祉環境課が22人で1回当たり0.4人、保健介護課が6人で1回当たり0.1人、水道課が9月までの半年で2人であったために9月で終了し、1回当たり0.1人、篠島サービスセンターが17

人で1回当たり0.3人、日間賀島サービスセンターが51人で1回当たり1.0人でございました。

この時間延長の取り組みは、利用客数も少なかったため事業を終了させていただきました。就業形態が都会とは違うため、利用客数が伸びなかったものと受けとめております。

次に、休日窓口につきましては、税務課が休日収納窓口を実施しております。この取り組みは平成15年9月から始まり、平成17年度から月1度、日曜日の午前中開設しております。利用実績は平成24年度で年35件、1回当たり平均3件の利用がありました。

次に、窓口案内につきましては、専属の職員を配置するなどの職員が確保できない状況でありますので、住民課窓口職員を兼任で案内係としています。お客様を目的のところへ行きやすくするため、課名の入った庁舎案内図により、担当課の場所を説明するようにしたり、庁舎案内看板を新しくかえ、各課の業務をわかりやすくしています。今後も職員の接遇指導も含め、お客様のサービス向上に努めていきたいと思っております。以上でございます。

(5番議員挙手)

○議長（鈴川和彦君）

鳥居君。

○5番（鳥居恵子君）

ありがとうございます。

先ほど延長についてはあれなんですけど、各市町は延長を続行しておりまして、やっぱり浸透しなかったんじゃないかなという気もします。再度、検討していただきたいんですが、ただ、役場という場所が、皆さんが、ここで1つだけ、自分もそうですが、非常に今受け付けの方は感じがよくて、受け付けの返事もいいし、すごくすばらしい職員さんがなさっているんですが、時々忙しくてすごく待っているときがあります。この前4組待っていました。そのときにもうちょっと人が欲しいのと、それから役場に行くときに、皆さんに聞きますと役場は行きたくない場所なんですね。行きたくない方が多いです。どうしてと聞くと、嫌だからとか、やっぱり感じが自分たちのウエルカムという、今どこへ行っても、いいかどうかはまた別にしてウエルカムの精神がすごくあるんですね。そこで、役場はどっちかというところがちょっと感じられないのか、何か行きたくないという声が多いので、しかも、私個人で考えます役場というのは、人生の縮図のよ

うなところで、例えばうれしいことも悲しいことも全部役場へ行きますよね。

例えば、子供が生まれたら出生届、それから結婚の届け。ただ、人が死亡したり、それから離婚したりという、非常にプライベートを隠したいときも役場へ行かなきゃいけない。それに対して、役場は対応しているかなという目でこの前ちょっと見てみましたら、カウンターが受付で住民課からずうっと一本、税務課までいっぱいになっていました。例えば離婚の人はどこへ来るかなあと思ったらカウンターなんですね。プライベートが全部さらけ出される。そこの間で仕切りも何もないものですから、カウンターとしては、例えばそこで届けを出したら、何となく声がほかの住民に聞こえる場合があるだろうなあという気持ちもしましたし、死亡届に関してはすごく悲しいことなんですけど、届け出なきゃいけないし、じゃあうれしいことはどうかというと、うれしいからうれしいように出している感じとか、いろいろ相談事も、役場の中のこのフロアですごく暗い、本当に個人情報というものが詰まっている場所だと思うんですね。それに対して、どのぐらい役所が気を使っているかなあと思って、いろんな役所をちょっと行ってみたんですね。そうしたら半田市さんはちょっと座るところがあって、それからフロアマネジャーの方が、すぐちょっと迷っていると来て、どういう方か、委託かどうかわかりませんが、すごく感じがよくて、親切にしてくれる。ほかの役場はしてます。

また、自分の役場に戻ってくると、やっぱり待っている人がいたり、それから挨拶をすごく今するようにしています。感じはいいんですけど、心はいらっしゃいませ、ありがとうございますは適切かどうかは、それは各課の場所によりますけれども、少なくとも挨拶をしてよく来てくれましたと、やっぱりお客さん扱い。

これからは、もう役場の全て、仕事は忙しいと思いますが、あの場所だけでもお客さん扱い。例えば、誰かがどこの窓口へ行けばいいかなと来るじゃないですか。忙しさのせいで、この前見ても忙しさのせいかわかりませんが、歩み寄っていく人もいなかった。彼はそれを見て震え上がったということで、またやっぱり役場に来て悩みを相談しようかなという、いろんな都市では自殺とかありますけど、それがもし役場がもっと行きやすくて、相談できたらいいかなあという気持ちもありますので、そこら辺の縮図だということを、皆さん本当に再確認をして、それから役場は、何度も言うんですが優良企業なんですね。208人という正社員さんがいて、その中で南知多町の模範となっていたきたいという思いにするには、改装を計画なさっているという話でちょっと安心しましたが、改装もできれば、個人的な意見ですが、個室みたいに相談するところ

はちょっと隔離するとか、それから隣の情報が聞こえないようなこととか、そういったことを配慮して、職員さんもいらっしゃいませ、ありがとうございますという気持ちで接したほうが、役場の窓口業務というのはスムーズにいくと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（鈴木和彦君）

渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

役場には大変たくさんのお客様がお見えになります。それぞれの思いで申請をされるだとか、相談に来るといってございませけれども、特に1階の住民課から福祉課、環境課、税務課につきましては、本当に証明関係でもお客様はたくさん見えます。

その中で個人情報の関係もございませけれども、先ほど鳥居議員さんもおっしゃられておりましたけれども、役場のほうも、今度役場のカウンターの改修を一部するという計画がございませ。この25年度に予算を計上いたしまして、今現在の一本の長い形でのカウンターになっておりますのを、それを一部低くしたり、そういった形で出入り口も何とかある程度多くできるかどうかの検討もいたしませけれども、そういった部分で、少しでも住民の方がカウンターに来て相談をしやすい場所をつくるという部分と、また相談室、今現在福祉課の前に、ちょっと奥まったところにちょっとしたコーナーがあるんですけれども、そこはカーテンで仕切られておるだけですので、そこをちょっとパーテーションで囲いませ、そこを相談室というような形で整備をしたいと思っております。

若干ではございませけれども、そういったお客様に対するサービスを当然心がけていき、お客様からの要望だとか、窓口職員からの要望等を聞いて、少しでも改善につながるように努めてまいりたいと思っております。以上でございませ。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

鳥居君。

○5番（鳥居恵子君）

ありがとうございます。ぜひお願いしたいと思います。

徐々にじゃなくて、できれば抜本的にカウンターの位置を変えたりとか、もっと大きくすると、みんながおっと思っ、行きやすくなるかわかりませし、それから例えば

椅子があるところでコピーがありますよね。やっぱり個人情報といいながら、パーティーションで仕切るにしても、そこで作業をどンドンすることがないように、やはり個人情報という、しっかりあそこへ行けば秘密が守られるというような安心感もとても必要だと思いますし、それからもう1つ、フロアマネジャーが要るかどうかは別にして、例えば退職者の方の雇用とかを考えたりとかということで、やはり何でもわかる人、役場に行ってその住民がやはり、そうそう役場に来る人は少ないんですね、役をやっていないと。普通の住民はなかなか来ないので、そのときにすぐ感じよく、また相談に来ようというきっかけになるようなシステムみたいなものはお考えでしょうか。

○議長（鈴木和彦君）

渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

人口の多い市町に行きますと、そういったフロアマネジャー的な方が配備される場所がございますけれども、本町の場合、そこまでのフロアマネジャーを設置するとか、そういったことはまだできておりません。また、今後そういったことを検討しなければならないのかも含めて考えたく思いますけれども、そんな状況です。

また、抜本的にカウンターの位置を変えるだとか、そういった部分も御指摘をいただきましたけれども、今現在の庁舎内の部分で考えますと、なかなかそれも難しいといえますか、通路が狭くなるとか、事務室が狭くなるという部分がございますので、今現在のカウンターをちょっと下げるとか、そういった形で対応をしていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

鳥居君。

○5番（鳥居恵子君）

ありがとうございます。

できれば1つだけまた提案で、カウンターが長いので、お客さんのところに行こうと思っても、例えば待っている人にちょっと声をかけるとか、ちょっとした気配りが見えるとうれしいかなあとしますので、また今後ともぜひ、本当に前も申し上げましたが、阿久比町はアピタの受け付けが研修だった時代がありますので、もしよろしければ、そういった企業さんを見たりして検討していただければありがたいと思います。お願ひし

ます。

じゃあ次、お願いします。

○議長（鈴木和彦君）

渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

御質問 2 の (2) サービスセンター窓口の時間見直しにつきまして、答弁をさせていただきます。

サービスセンターは、行政改革の一環として内海、師崎では平成15年度より、篠島、日間賀島では平成17年度より、午前9時から午後4時の間、臨時職員で受け付け業務を主な業務としてスタートし、地域住民の皆様に業務時間も含めて定着されていると思い、業務時間の延長は、現在のところ考えておりません。

御質問 2 の (3) 投票所数の見直しにつきまして、答弁させていただきます。

投票所は平成17年から平成19年の3カ年、町内4地区、内海、師崎、篠島、日間賀、こちらのほうで統廃合が行われ、投票所数が16カ所から11カ所となりました。

平成22年7月開催の議員勉強会にて、統廃合した投票所をもとに戻してはどの意見が出されました。その後、各地区から区長と議員の連名で町選挙管理委員会へ投票所に関する要望書が提出されました。

その要望内容は、師崎、篠島、日間賀島地区では、以前のように投票所を2カ所にしてもらいたい。内海地区では、統合による区民の苦情・意見はない。現在の町内11投票区が平等・適性化を含めて今後の適切な対応を要望するというものでした。この要望に対し、町選挙管理委員会で協議した結果、もとに戻すことは行政改革に逆行し、好ましくないので、今後も時間をかけて検討することとなりました。

今年5月の町選挙管理委員会に改めてこの問題を協議した結果、委員から行政改革を踏まえ、投票所の統合も当時から議論を重ねてきたものであり、町全体を見渡してこのような形となったものであるため、従来どおり、この11カ所で進めていきたいとの協議結果となっております。

なお、投票率で比較しますと、平成21年6月21日執行の町議会議員選挙では、全ての投票所で投票率が下がりましたが、投票所を統廃合していない豊浜地区におきましても下がっていますので、全体的に投票率が下がってきている結果になっています。

また、立候補者の関係で、選挙によって統廃合後のほうが投票率が高くなった選挙も

あり、統合を理由に投票率が低下したものとは言えない結果にもなっております。以上でございます。

(5 番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

鳥居君。

○5 番（鳥居恵子君）

ありがとうございます。

3 番の投票所に関しては、やはり高齢者が多いものですから、今、先ほど投票率が変わっていないという、本当はもっと調べると変わっているような気がしますが、高齢者の方は遠いから行かないという人が結構いまして、子供に迎えに来てもらうのに子供が遠いところにいるとかということもありますし、例えば今おっしゃったように、確かに行革で決めたということなんですが、行革で決めたときの社会情勢、例えば高齢化については非常に今進んでいますので、行革の時代時代で、行革に対するチェックは何年ごとに行ってみえるんですかね。その行革した、減らした、それは正しいかどうかというチェックって何年ごとに行っているんですかね。

○議長（鈴木和彦君）

渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

今現在、行革のチェックという形でございますけれども、そういった部分でのチェックはしておりませんが、第3次南知多町行政改革につきましては、平成11年から15年の間、また第4次行政改革につきましては、平成16年から20年の間、行政改革を行ったという形になっております。以上でございます。

(5 番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

鳥居君。

○5 番（鳥居恵子君）

行革は何のためにやるかという、やっぱり財政問題でやると思うんです。でも、町民の意見を聞くために、いろんな努力をアンケートしたりとかお金もいっぱい使って、いろんなことをしていますよね。

選挙のときの、例えばなるべくたくさんの人に意見を聞こうと思っているのであれば、

選挙の投票所は、やはり近いところにあったほうが絶対ベストだと思うんですが、その行革の成果としてどっちをとるかという、お金をもしとるのであれば、選挙の対象の人たちの人数が、最低か最高かわかりませんが、そういった対処に何か違う方法でやれる方法があれば、投票所はふやすということをもう一度、さらに今回を機会に、今回はデータが出るかわかりませんが、いまだに選挙のたびに投票所が少ないという声は、前回のときもみんなで考えたんですが、今回も選挙を直前にしますと、投票所は遠いとか、投票所をどうして少なくするんだとかということの声は、特に高齢者から出ていると思うんですね。いろんな方法で投票率を上げるためには、再度投票所というのは近くにある。どういう形でもいいですが、投票所へ行く機会、町の端から端まで行くのと、仮に半分とでは全然違いますので、そういった問いかけといたしますか、できればそういったものを検討していただくわけにはいかないでしょうか。

○議長（鈴木和彦君）

渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

投票所につきましては、確かに今まであった2カ所を1カ所にした場合、なくなったほうの投票所の近くの方は大変遠くなるか、そういった部分はございます。また、逆にそちらの新しいところで近くなった方々とか、車で行ける方がふえて便利になったという部分もあります。確かに高齢者の方々が歩いていく場合に、大変不便な部分もございますけれども、この件につきましては、また選挙管理委員会の委員さんにもお話をさせていただきたいと思っております。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

鳥居君。

○5番（鳥居恵子君）

ありがとうございます。

ぜひお願いがあるんですが、行革にしても、例えば新しいことを決めたときに、何年後、何年後と社会情勢も違ったりなんかしますので、ぜひ行革に関してもチェックというのか、3年だとちょっと大変ですから、5年に1度ぐらいは決めたこと、やったことに対するチェックのシステムをぜひつくっていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木和彦君）

齋藤君。

○企画部長（齋藤恵吾君）

チェックの関係ですが、現在P D C Aサイクルで、全ての事業に対してチェックをせよということで、今年度プロジェクトチームを立ち上げまして、そういった計画をやっ
ていこうということで今作業を進めておりますので、町の事業全てに対してチェックを
かけるということで、今作業を進めています。以上でございます。

（5番議員挙手）

○議長（鈴川和彦君）

鳥居君。

○5番（鳥居恵子君）

ありがとうございます。

ぜひチェックというのは、進んで反省しなきゃいけないので、ぜひよろしくお願
いします。特に行革で決めたことが、全部のことができればチェックしていただきたい
のでよろしくお願ひします。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（鈴川和彦君）

以上で、鳥居恵子君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。休憩は11時10分までといたします。

〔 休憩 11時01分 〕

〔 再開 11時11分 〕

○議長（鈴川和彦君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、3番、吉原一治君。

○3番（吉原一治君）

それでは、議長のお許しいただきましたので、南知多町の6次産業化について質問を
させていただきます。

5月の町広報において、町の重点目標が発表されました。「日本一住みやすい町」を
目指して、3つの政策の柱が示されております。そのうちの1つとして、生き生きと豊
かな働く機会の提供が掲げられています。

私もこの町が元気で活気あふれた町になってもらいたいという一念から、一貫して漁

業を初めとしたこの町の活性化をお願いしてきました。今、本町の基幹産業である農業、漁業を取り巻く環境は大変厳しいものがあります。今後TPP交渉などの状況によっては、さらに厳しさを増すことも考えられます。

このような状況下、国においても農漁業を成長産業としていくため6次産業化法を制定し、積極的な支援の方法を打ち出しています。

6次産業化は、農漁業などの第1次産業から製造業などの第2次産業、そして商業やサービス業といった第3次産業への取り組みを全て掛け合わせた意味でつくられた言葉です。農業、漁業の生産者が加工や販売まで手がける6次産業化は、観光産業を多く持つ本町としても推進すべき方向性だと考えます。

また、人口の減少が続いている本町ですが、この町で育ち、あるいは町の外から転入した新たな農業や漁業を志す若者もいます。そういう若者が後継者として将来を担い、この町に定着をしていくためには、農漁業から得られる収入の増加と安定化を図っていく必要があります。そのためには、近代的な農業や漁業の技術を習得し、さらに新しい事業を取り組んでいく経営感覚を身につけることが必要になります。そういう知識と技術、そして経営感覚と意欲を持った若者にとって、6次産業化は新たな事業の可能性を広げる希望になると思います。

そこで、以下の質問をします。

町として、6次産業化の効果についてどのように考えているか。

2. 6次産業化を推進するために、国としてもいろいろな支援策を持っているが、具体的にどのようなメニューがあるか。また、その中で本町が活用していけそうなものはあるか。

3. 農漁業の後継者を育成し、6次産業化を進めていく上で、近代的な農漁業の知識と技術を習得する研修施設が必要と考えるがどうか。

再質問は自席にてまとめて行いますので、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木和彦君）

平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

御質問の6次産業化につきまして、質問1の(1)から(3)につきましては関連がございますので、一括答弁をさせていただきます。

まず御質問1の(1)6次産業化の効果について、御答弁させていただきます。

6次産業化は、吉原議員のおっしゃるとおり、生産者が地産地消や生産から加工・販売を手がけることで付加価値を高め、雇用の創出や所得の増加など、地域経済の再生、活性化を図る上で、効果がある施策であると考えております。

本町においても豊かな農林水産資源を基盤として、農林水産業と商工業、観光業との連携により、積極的に6次産業化を推進し、地域の活性化につなげていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

続きまして、御質問1の(2)の6次産業化を推進するための具体的なメニューについて答弁をさせていただきます。

国の支援策としては、機械や施設整備などのハード事業及び商品開発や販路開拓などのソフト事業に係る費用に対する補助事業がございます。また、その際に必要な事業計画を作成する上で、専門的な知識を持った6次産業化プランナーを派遣し、事業に取り組む農漁業者のサポートも行っております。これら支援策などを有効に活用し、6次産業化を推進してまいりたいと考えております。

最後に、御質問1の(3)研修施設につきまして、答弁をさせていただきます。

近代的な農漁業の知識と技術を習得する研修施設につきましては、必要な施設であると思っております。用地、費用など、実現には厳しい問題がありますが、農漁業の知識と技術を習得する機会として、現在、農業においては、新規就農総合支援事業による先進農家での実践研修、漁業においても、漁業担い手確保育成対策事業による漁業現場での実践研修がありますので、まずはこれら制度を有効に活用していく必要があると考えております。

また、既存の愛知県水産試験場漁業生産研究所の積極的な活用や、施設の充実を引き続き県に要望していきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。以上で答弁を終わります。

(3番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

吉原君。

○3番（吉原一治君）

ありがとうございました。

6次産業化の中の1つですが、まちのブランドの商品開発ですが、もぎたてみかん酒のように、地域の特産品を使った商品の開発が進められる中、水産物を使って開発され

る新商品はあるか。また、今後の商品開発構想はあるか。

漁師などの生産者は、水産物を使って加工する技術のノウハウを持ってはいません。いろいろな業種、さまざまな産業と連携するような仕組みをつくっていかねばならないと考えているが、どうか。部長、どうですか。

○議長（鈴木和彦君）

平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

もぎたてみかん酒のような特産品ということで、水産物を使った新商品ということでございますが、水産物を使って開発された新商品につきましては、まだ町のほうで商品開発を行っておりません。町の地域振興等支援事業補助金を活用した商品としましては、スズキの酒かす漬けだとかがございますが、民間企業等の商品開発につきましては、魚醤、カタクチイワシオリーブオイル漬けなどがございます。

水産物を使った今後の新商品の開発構想でございますけれども、今後商品開発するに当たりましては、今年度から始まります6次産業化推進補助金を積極的に活用していただいて、ミーナの恵みブランドとして育てていけるような、これは水産物・農産物はもちろんですけれども、それに限らず、行政としましても支援をしていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

それと、漁師などの生産者、さまざまな産業の方が連携をするような仕組みをつくってはということでございますが、吉原議員の言われるとおり、本町は農林水産業、商工業、観光業、さまざまな業種が存在する町でございます。6次産業化を起爆剤として、産業が連携し合えるような仕組みをつくることは、地域の活性化を図る上で大変重要であると考えております。

現在、仮称ではございますが、産業振興協議会というような組織の立ち上げに向けて準備を進めているところでございますので、各種団体の方が一堂に会して話し合う場づくりということで、組織づくりを検討しております。議員の皆さんにも御協力いただけたらと考えております。よろしく願いいたします。以上で答弁といたします。

（3番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

吉原君。

○3番（吉原一治君）

ぜひ進めていってもらいたいと思います。

産業振興課の目標として、この広報に町の重点目標として出ましたが、この中で産業振興課で6次産業化を実現する農漁業と書いてありますが、この内容をまたちょっと詳しく説明してもらえませんか。北川課長、いかがでしょうか。

○議長（鈴木和彦君）

北川君。

○産業振興課長（北川眞木夫君）

産業振興課のここの目標で6次産業化の推進を上げております。

その内容でございますが、6次産業化を実施する農漁業者を少なくとも1件以上発掘し、ブランド商品開発を支援することで産業及び地域の活性化を図ることを目標としております。

スケジュールとしまして、早期に協議会を立ち上げ、それ以降、国やプランナーによる6次産業化についての説明会を実施いたしまして、6次産業化を目指す人の発掘や2次・3次業者とのマッチング、また国や町の補助金がその方たちに受けられるように支援してまいりたいと考えております。以上でございます。

（3番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

吉原君。

○3番（吉原一治君）

ぜひこれも進めていってもらいたいと思います。

次へ行きますが、漁業を志す若者として1次産業を今、町外から来ている事業者のことですが、今年発行されました田舎暮らしの本という雑誌の6月号に、三河から南知多町に移住し、漁業に従事している若者が生き生きとした姿が紹介されております。これは全国版の雑誌で、3人の若者が漁師になったいきさつや気持ちが述べられております。この件につきまして、町のほうから私のほうへ相談がある前に、どういういきさつで企画課のほうへ来たか、企画部長、ぜひお願いします。

○議長（鈴木和彦君）

齋藤君。

○企画部長（齋藤恵吾君）

田舎暮らしの本につきまして、答弁させていただきます。

昨年9月議会におきまして、吉原議員から町外からお見えになって、頑張って漁師をやってみえる方がいると。そういう方を町広報で紹介してはどうかという御提案をいただきまして、前向きに検討させていただくという答弁をさせていただきまして、25年の1月号から地域の方の街角インタビューというコーナーをつくりまして、2カ月に1回ほど掲載していこうということで広報掲載をしております。

そういう中で、1回目は成人式の実行委員長さんを題材に上げさせていただきました。2回目、3月ですが、この方も町外からお見えになって農業をやってみえる方、ハーブ栽培を営む方の特集をさせていただきました。そして3回目に5月号でございますが、町外からお住まいになって漁業をやっている方の御紹介をさせていただきました。

そういう紹介をする過程の中で、ことし3月に離島振興事業のPR事業で委託をしております東海テレビプロダクションのほうから、地域振興課のほうに田舎暮らしの本というところで、今回は漁業で頑張っている方をどなたかお見えにならないかという御相談がございまして、今申し上げましたように、広報で取材予定をしておりました地域の漁師で頑張っている方がちょうど題材に合うんじゃないかということで、同時に広報取材と田舎暮らしの本に掲載をしていただく取材をさせていただきまして、このようなことで、こういった形でコピーですが、かなり大きく掲載をしていただきまして、すごく頑張っていますよという御案内をしていただきました。

こういった方に対して、この田舎暮らしの本は民間でございますので、私のほうは紹介するだけでございますが、広報によりまして、漁業者に限らず地域で頑張っている方の題材を取り上げて、街角インタビューという形で、今後も引き続き掲載をしていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

(3番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

吉原君。

○3番（吉原一治君）

本当にありがとうございました。

町の広報に載せてもらったことで、町の人からかなり声がかかるようになったと。本人たちも励みになるし、周りも応援していただいているというようなことも話しておりましたので、広報で取り上げていただいて本当にありがとうございました。

農漁業者の就業者の支援について、ちょっとお願いします。家賃補助もありますので、

ことしから新しく就農した人に家賃の補助金が予算化されました。この活用の状況は、今どうでしょうか。平山部長、お願いします。

○議長（鈴木和彦君）

平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

現在、農業については3件、それから漁業については5件の申請がございまして、家賃補助を活用していただいております。今後も有効に活用していただけるように継続していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

（3番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

吉原君。

○3番（吉原一治君）

活用ですが、これは本人のところへはお支払いをしたとか、そういうことはどうなんですか。

○議長（鈴木和彦君）

北川君。

○産業振興課長（北川眞木夫君）

申請者の御希望にもできるだけ沿うように、半年ごととか、1年ごとにまとめてお支払いをしておりますので、今まだでございませう。

（3番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

吉原君。

○3番（吉原一治君）

ぜひ続けてもらいたいと思います。

家賃補助につきましては、本当に皆さん喜んでおられましたので、3年間ほどだと思っておりますが、よろしく願いいたします。

私、漁業のことばかり応援していたんですが、今回の一般質問の中で、農業者が3人と町外から来て住んでおるということを聞きまして、同じ第1次産業ということで農業の方と接触しまして、何か困ったこととか要望とかないかと思ひましてお話をしました。

そうしたときに、やはり住むところがなかなか見つからんと。やっぱり家賃も高くて、

それで空き家バンクもあるんですが、なかなか家賃が高いということと、また安いところはかなりお金をかけないと入りにくいと。そういうことも言っておりましたし、借りる農地ですが、借りるに当たってもかなり農地が荒れていて、準備するまでには随分日数がかかったということで、それと、またある3人の中の2人の人は、農地が少な過ぎると。また農地をたくさん借りてやりたいという人がありました。

私はこういう話を聞きまして、今農業委員会というのがありますね。そういう人たちはどういう役目を果たしておるのか。せつかく町外から来ていただいて、住み着いて農業をやるという人があるにもかかわらず、農業委員会もありますね、町には。そういう人はそういう世話はしないのですかね、どうですかね、部長。

○議長（鈴木和彦君）

平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

農地が荒れていて耕作しにくいと。借りるところがそういう状況だということと、それから農業委員会ということでございますが、新規就農者の就業に係る相談等の窓口も行っております。愛知県の知多農林水産事務所、農業改良普及課に農起業支援センターが昨年4月に設置をされております。町の産業振興課でも就農に係る相談には常に対応しております。

住居の心配をされる方につきましても、今年度より予算化した先ほどの新就農者に対する家賃補助制度を紹介しておりますし、また荒れた農地の就農に貸せるようにできないかという質問でございます。

農地の荒れたところを貸していただくというような状況のようでございますが、現在、国営農地地内において農地のあっせんについては、工区や利用組合において世話をしております。農業委員会の事務局につきましても、農地の所有者の意向や利用状況をできるだけ把握していただいて、新規就農者の方への農地を必要とする農業者の方へ農地情報の提供に努めております。農業委員会としても、そういった案内をしておるといところでございますので、ただ、貸してもいいという農地は、やはり耕作をしていないところが多いわけでございますので、荒れてしまうところが多いわけで、そういった農地の貸し借りが多くなっておるといことでございます。

対策としましては、今年度より耕作放棄地解消対策支援事業補助金ということで、農地が荒れることを防止するための補助金を予算化しておりますので、御利用いただき、

できるだけ新規就農者の負担を軽減していきたいというふうに努めてまいります。よろしく願いいたします。

(3番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

吉原君。

○3番（吉原一治君）

漁業も農業もそうなのですが、町外からなかなか住み着くということは難しいことだと思いますので、ぜひ町もやれることはやってあげて、南知多へ住んでよかったなというふうに指導してもらいたいと思います。よろしく願いします。

水産試験場の観光の必要性についてですが、3月議会に私が質問しましたことにつきまして、県の議員の方が、どういうことかわかりませんが、たまたま観光目玉としてはいいことじゃないかというようなことで私のところへ電話がかかりまして、その県議会の名古屋市の人なんですけど視察へ行まして、いろいろ1時間ぐらい所長とも話をされてきました。

こういう地元から発信したことが、名古屋市の県議会までこうして及んだということは、私にとってもこれはプラスかなと思い、ぜひ私のほうからもお願いしたわけですが、やっぱり今の観光の目玉としましても、視察しますとやはり古くて、子供さんたちが見学に来て満足いくような施設ではございません。

そういうことで、試験場のほうからも、ぜひその県議の人をお願いしたいと、要望をしておりました。こういう機会が私もできましたものですから、ぜひ町としても力を入れてもらって、観光の目玉としてやってもらいたいと思います。この件につきまして、どうですか、一言。

○議長（鈴木和彦君）

平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

観光に活用してはということでございました。

前回の御質問にもございました。今回の答弁も同じような答弁でございますが、水産試験場の積極的な活用と水産試験場が観光に適するかどうかということも、水産試験場のほうとお話をしたいですし、愛知県の方とも協議をしていきたいと思っております。今後も観光にも役立つ施設であるとは考えておりますので、よろしく願いいたします。

(3 番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

吉原君。

○3 番（吉原一治君）

ぜひお願いします。

次は研修施設のことです。初めて漁業の仕事をしようとする人は、漁業の知識や経験技術が不足しています。意欲はあっても経験のない若者の新規の就労者の漁業を続けていくためには、やはり漁業の知識を取得することが必要になってきます。そういうために漁業の技術、経営についても学び、研修施設が必要だと思います。特に県下でも最大の規模の漁業拠点である本町には、このような施設があれば、その効果は非常に大きいと思いますが、この研修施設について、副町長、いかがですか。

○議長（鈴木和彦君）

副町長、鳥居君。

○副町長（鳥居敏正君）

では、御指名でございますので、答弁させていただきます。

この研修施設の関係につきましては、先ほど部長のほうからも答弁させていただいております。漁業後継者の育成、あるいは既に漁業に従事されている方の水産技術の向上、あるいは経営のノウハウ等につきまして、そうした研修ができる施設であれば、また町の水産業の振興に寄与する施設になるかと、そんなふうに思っております。よろしくお願いたします。

(3 番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

吉原君。

○3 番（吉原一治君）

最後になりますが、町長、この6次産業化に対して、農業から製造業、商業、サービスまでの全体、6次産業化をどのように町長はお考えですか。お願いします。

○議長（鈴木和彦君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

6次産業化につきましては、昨年、一昨年ぐらいから職員のほうに検討するようにお

願いをいたしまして、昨年は国の機関であります東海農政局の管轄でございましたけれども、担当が県になりまして、既に南知多町でも五、六件の申請が検討されているようなことを担当から聞いております。

何はともあれ、今回アベノミクスで、私たちはアベノミクスの効果の裏側を携わっておるような状態でございます、燃油が高いことによって漁師の皆様はお困りになってみえますし、農業のほうの施設園芸家も冬をどうして乗り越えるか困っております。

その中で、国が示している成長戦略の中で、今農地につきましては、集約化と株式会社の参入と、実はそれも我々の農家の農地の状態、今農地として使われておるのが666ヘクタール、その中の造成地が384.5ヘクタール、農家の関係者は666人、そのおよそ半数が販売農家でございます兼業農家で、そのうちの120人程度が専業農家でございます。今、後継者育成は農業も漁業もしっかりやっているところでございますけれども、集約化して株式会社が参入すれば、農家はふえるでしょうか。

知事にも言ってまいりましたが、そういう環境の中で、我々が地産地消を前提とする第6次産業化にある程度産業の振興をかける以外にないと思っておりますので、そういう意味におきまして、積極的に産業振興課のほうの課長も部長も言いましたけれども、ことしの取り組みとして、去年からそういう制度をつくってまいったわけでございますので、議員の皆様方も6次産業化に資するような町民の皆様がお見えになりましたら、ぜひ御紹介いただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

(3番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

吉原君。

○3番（吉原一治君）

どうもありがとうございました。

ぜひ積極的に取り組んでいただき、本町の産業が力強く育っていくように頑張ってください。期待しております。

農業、漁業といった第1次産業から基盤として、本町の特色である多様な産業が結びつくことで、魅力あるこの町の産業を育てていけると思います。日本の経済、とりわけ農漁業は今大きな試練の中にあると言えるかと思いますが、この大変なときだからこそ、南知多町の産業も新たな取り組みに挑戦していってもらいたいと思いますし、私を含め、この町に住み、この町で働く人みんなが力を合わせていかなければならないと思います。

行政もみずから掲げた目標に向かって頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木和彦君）

以上で、吉原一治君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。休憩は1時までといたします。

〔 休憩 11時45分 〕

〔 再開 13時00分 〕

○議長（鈴木和彦君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、2番、山下節子君。

○2番（山下節子君）

ただいま議長の許可を得ましたので、壇上にて一般質問を行います。

なお、再質問は自席で行います。

日本共産党南知多支部は、本年3月に町内6,000世帯に対して住民アンケートを実施しました。住民アンケートには約300名の住民に御回答をいただきました。現在の暮らしについて、以前と比べてどう感じておられますかという問いに対して、「よくなった」が4%、「悪くなった」が51%、「変わらない」が45%という結果が出ました。

書き込まれた意見では、年金が減少しているのに各種税金が数年前と比較して増加しているので、生活が苦しくなったという回答が多くありました。日々の暮らしの中で、負担が重いと感じられるものを選んでくださいという問いに対しては、国民健康保険税に最も多くの回答がありました。県下でも最も高いと言われている国保税の引き下げは、切実な思いです。

過日、厚生労働省は、自営業者らが加入する国民健康保険の運営を市町村から広域に移した場合、1人当たりの平均保険料が最大で年間3万9,000円引き上げると報道されました。南知多町にとって大変な事態になると予測される。試算によると幾らになりますか。国保税を引き下げしてほしいという要望に対しては、町はどのようにお考えですか。

2. 一般島民への船賃の半額助成を。

4月1日から島外の高校へ進学する高校生の船賃、または通学するために島外で下宿する場合、家賃の一部として月8,000円を助成することになりました。本土での「海っ

子バス」実現と知多バス運賃の引き下げ、上限300円とともに一步前進となりました。島の皆さんは、通院・通勤、買い物などで観光船を利用する場合があります。島の活性化のためにも、一般島民の船賃への半額助成を高校生への助成に続いて要望いたしますが、町のお考えはいかがか。

○議長（鈴木和彦君）

早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

それでは、御質問1の国民健康保険の運営を市町村から広域、この場合、県単位でございます。県単位に移管した場合の本町の保険税への影響と、現在の保険税の引き下げについての考えにつきまして、答弁させていただきます。

まず1つ目の広域、県単位に移管した場合の本町の保険税への影響につきまして、平成24年度の保険者別国民健康保険税賦課状況調査によりますと、愛知県の1人当たりの平均保険税額は9万6,570円であります。南知多町の保険税額は1人当たり10万9,860円でございます。県単位となった場合は、この差額1万3,290円が本町にとりましては減額となるものでございます。

次に、本町の国保税の引き下げにつきましては、国民健康保険事業を取り巻く環境は、高齢化の進行や医療技術の高度化等に伴う医療費の増加により、事業の運営を図ることは大変厳しい状況でございます。このことから、平成23年度より国保税の引き上げを抑えるため、一般会計から法定外繰り入れをして運営している状況であります。したがって、町といたしましては、国民健康保険事業の運営を図るためにも、国保税の引き下げはできない状況にあると考えております。以上でございます。

（2番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

山下君。

○2番（山下節子君）

これに関連しているんですけども、今、広域化が問題になっています。ことしの8月から新聞報道でも改革案をまとめる予定というふうなことが報道されています。この広域化について、町はどのような見解をお持ちですか。

○議長（鈴木和彦君）

早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

この県単位の広域化によりまして、先ほど申し上げました国民健康保険税の1人当たりの税額が本町のように高い市町につきましては、県単位で平準化されることになるかと思えます。このため、現在の保険税は本町にとっては引き下がると予想されますので、税額の高いと言われている本町にとっては、広域化は推進してまいりたいと、このように考えております。

（2番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

山下君。

○2番（山下節子君）

本町は推進する立場というふうに今お答えでしたんですけれども、やはり広域化になるといろんな面で問題があるんじゃないかというふうな指摘もあります。この広域化については、保険者の規模が大きくなることは、リスク分散機能の拡大で財政的にはいいこととされています。しかし、大きな政令都市ほど保険料が高く、収納率が低いということは、都道府県単位、また拡大した場合にこういった問題が出るんじゃないかという危惧もあります。

それから、市町村で今、減免制度も実施されていますけれども、それが県単位になると実施されなくて、県のほうがまた、町が今やっていることをやるのかというと、その辺も事実不安な面があります。

市町村は保険料の賦課、徴収、資格、管理、保険等の事務を行うといった形で分担と責任を明確にしつつ、国保は地域の総合力により共同運営する仕組みとすることが広域化になると考えられるんですけれども、この分担が実施されれば、地域の実情や市民の生活、町民の生活実態を無視した保険を県が決め、その保険料の徴収に市区町村が振り回されるのではないかというふうな不安もあります。

市町村は地域住民の安全と安心、健康を守るという本来の役割を見失い、収納率向上に向けた取り立て業務に追われるということになってしまうのではないかということも危惧されています。

もう1つには、5月29日の新聞報道にもありましたけれども、国民会議が提案した国保の都道府県単価は、財布を大きくして財政力を強化することが狙いだ。財政力の違いで、同じ県内でも最大3倍近い差のある保険料も統一される。ただ、提案は不十分だ。

高齢化で医療費は急騰している。財布に入れる中身の財源は国、自治体、県保組合、加入者などがどう負担していくのか、大事な議論は進んでいないというふうに書かれています。実際そのとおりだと思います。

町は推進する立場というふうなことは言われているんですけども、さまざまな問題を抱えています。やはり住民の生活、それときちっと合った医療費、国保負担が適用であるか、そういうことも含めて、これから先の国保の広域化については、国の動向をきちっと、ただ安くなるという可能性があるから安心だからというふうじゃなくて、いまいち本当に一つづつきちっと見ていかなきゃいけないところもあるんじゃないかと思います。本題について、本来はこういうふうに結ばれています。国土強靱化計画で10年で200兆円の公共投資をするのなら、そこから社会保障に財源を回すなどの大胆な発想が国民会議には求められているのではないかというふうに、5月29日の中日新聞では示されています。これはすごく大事なことだと思います。

この広域化については、まだこれからの段階で、これ以上質問するという事ではないんですけども、やはり国の動向、そういったことをきちっと含めて、町政に合っているかどうか、そういったことをきちっと捉えていていただきたいと思います。

2番目に、平成24年度の国民健康保険者の加入世帯、滞納世帯、滞納額はどれだけか。24年度における措置として短期被保険者証、被保険者資格証明書の交付件数はどれだけあるかということをお聞きします。

○議長（鈴木和彦君）

早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

それでは、まず御質問の最初のほうから、私のほうから答えさせていただきます。

まず保険への加入世帯でございます。25年3月末の本町の国民健康保険への加入世帯は3,592世帯でございます。

それと資格証の件でございます。滞納者の措置としての短期証、資格証の交付の件数でございます。これは、平成24年6月1日現在でお答えさせていただきます。短期被保険者証の交付世帯は89世帯でございます。それから資格証の交付世帯は47世帯でございます。私のほうからは以上でございます。

○議長（鈴木和彦君）

渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

私のほうから、滞納世帯数の関係と滞納額を説明させていただきます。

平成25年3月末の本町の国民健康保険税の滞納世帯数は720世帯となっております。また、その滞納金額は2億5,436万3,000円となっております。なお、この数値は現在国民健康保険に加入していない滞納者の数も含んでおりますので御了承願います。以上です。

（2番議員挙手）

○議長（鈴川和彦君）

山下君。

○2番（山下節子君）

国保世帯も含んでないというふうに言われているんですけども、3月末の計算で3,529に対して、今、25年度3月末で720世帯の滞納世帯があるということは、やはり滞納額にしても大きいんですけども、払いたくても払えないという厳しい状況の方もたくさん中にはあると思います。それで、資格証明書は47名の方になっているんですけども、この資格証明書の方については、面談をされたんでしょうか。

○議長（鈴川和彦君）

早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

資格証の発行につきましては、山下議員御存じのように、1年以上の滞納がある方ということでございまして、その資格証を発行するには、もちろん面談等を行った上で資格証の発行をさせていただいております。以上です。

（2番議員挙手）

○議長（鈴川和彦君）

山下君。

○2番（山下節子君）

短期の保険証が89名となっております。これは、前年に比べたらちょっと多いなという気がするんですけども、やはり医療にかかれない、資格証明書ですけども、資格証明書の発行などによって病院やなんかが行きづらい、そういったことが往々にしてあります。町のほうとしては、お聞きしても1,000円でも2,000円でも持ってきて前向きに対処していれば、努力しているということはお聞きしています。今後はそういった努力を

ずうっと続けていただきたいと思います。

もう1つ、3番目に国民健康保険税の税率のうち、南知多町は資産割の税率が58.5%になっています。これは、平成24年度ベースで高くなっていますが、この県下において、本町以上に高い市町村はありますか。一番高いのはどこか。国民健康保険税の引き下げとして、資産割の税率の見直しはできないかということをお伺いします。

○議長（鈴木和彦君）

渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

本町の資産割は、今現在58.5%ということで、内訳でいきますと医療分で41%、後期分で9%、介護分で8.5%、この合計が58.5という形になっております。

なお、本町より資産割額の高い市町村はどこかというふうでございますけれども、一番に豊根村、こちらのほうが64.84%、参考に2番目が岩倉市で60%、本町が3番目という形になっております。

また、見直しの関係でございます。今現在、医療費の伸びが見込まれておる部分がございます。その中で、国保税の引き下げをするというのはなかなか難しいという部分がございます。ですので、資産割税率の見直しにつきましても、現在のところ考えておりません。以上でございます。

（2番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

山下君。

○2番（山下節子君）

他の市町でも資産割の見直しは少しずつあると思うんですけども、やはり南知多町についてもこの滞納額が多いこと、そういった滞納者が多いということは、払いたくても払えない方が多い、保険税が多いということになると思います。払うことに皆さん一生懸命なんです。でも、見直せるものなら国保税を引き下げてほしい。そういう要望については、この資産税の見直し、今後ともまた検討していただきたいというふうに思います。

次に行きます。

国保の特別会計に一般会計会計より3,000万円の法定外繰り入れをしています。1人当たりの繰り入れは幾らか。県内の順位は。また、繰り入れを増額できないかという質問

をいたします。

○議長（鈴木和彦君）

早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

一般会計からの繰入額でございます。県内他市町と比較いたします場合におきまして、現在のところ、平成23年度決算に基づいて御答弁させていただきます。

23年度末の1人当たりの法定外繰り入れにつきましては、1人当たり3,818円となっております。これは、県内54市町中38番目となっております。また、一般会計から国民健康保険特別会計への法定外繰り入れの増額につきましては、本町の大変厳しい財政状況からも、現在のところ、これ以上の増額は無理ではないかというふうに考えております。以上でございます。

（2番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

山下君。

○2番（山下節子君）

では、今のところ繰り入れについては、非常に繰入額の増額ということでは、難しいというふうなことだと思います。これからも思うんですけども、今からやはり国保税を引き下げてほしいという要望がこのアンケートにもあったんですけども、これから漁師の方、それから農業、全ての面で燃油の高騰とか、それからこれ以上の収入の伸びがない。今本当に厳しい状態に置かれている漁業者ばかりじゃなくて、多いと思うんです。

そういったことも含めると、本当にこれから先もまだ、国民健康保険税が払っていけないというふうな状況が、まだまだ生まれる可能性もあると思います。そのときに、払いたくても払えない。これからもそういうことがあると思うんですけども、やはり町としては滞納額が多い、そういうことに照らし合わせて減免制度、それから資産割を見直す、そういったことも、これから先、また見直してほしいなというふうにも思います。

あと広域化の問題と、それと同時に並行するんですけども、安易に広域化にはしない。そして国保税についても厳しい状況が、これから先、うんと生まれてくると思います。でも、市町村で減免制度の努力とか、法定外繰り入れの努力をしています。それを私たちとしては努力する方向で、これからもつなげていってほしいと思います。

これで、国保税については終わります。

○議長（鈴木和彦君）

早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

山下議員の御指摘大変ありがとうございます。

国保税の値下げについてはなかなか厳しいところもございます。ただ、毎年会計を担当している私どもとしては、何とか値上げをしないような形で進めたいと思っておりますが、これも毎年の医療費の増加等がございまして、対応し切れない部分もございます。それと広域化につきまして、先ほど山下議員のおっしゃるとおり、収納率の低下とか、いろんな問題も提起されております。

ただ、私どもとしては、県下で一番高い国保税でございますので、そのあたりを勘案しながら、一般会計との検討もしながら、また今後を検討してまいりたいと思っておりますが、大変厳しい財政状況であることをまた御認識いただきたいと存じます。以上でございます。

（2番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

山下君。

○2番（山下節子君）

済みません。最後に答えてくださってありがとうございます。

大変厳しい状況だということはわかっています。でも、払う側も本当に厳しい状況です。そういった面でも真剣に考えていただけるというお答えをいただいて、大変ありがとうございます。これで終わります。

○議長（鈴木和彦君）

齋藤君。

○企画部長（齋藤恵吾君）

それでは、質問2の一般島民への船賃の半額助成をについて答弁させていただきます。

一般島民につきましては、現在、乗船割引券として大人16枚、助成額360円、小人14枚、助成額180円を配付しております。

この配付枚数につきましては、平成24年度より、大人も小人もそれぞれ2枚ふやして配付しているものであります。この事業に対しましては、愛知県より補助をいただき実

施している状況であります。事業内容が変更する場合には協議が必要となります。

なお、県においても増額等については厳しい状況であり、平成24年度に枚数をふやした2枚分につきましても、県の補助事業の対象外となっており、町が単独で補助している状況であります。

御質問のありました一般島民の船賃ですが、両島から師崎までの運賃は、名鉄海上観光船の独自の島民割引もあり、往復1,310円のところ、島民の方は1,100円となっており、半額助成ということになりますと550円の助成となります。現行の助成額360円と比較して190円の増額となり、平成24年度の一般島民に対する事業費実績1,930万7,000円に対し、半額助成した場合の事業費を師崎までの往復運賃で試算しますと2,950万8,000円で、約1,000万円の増額となります。また、河和までの往復運賃で試算しますと5,899万5,000円で、約4,000万円の増額となります。

この影響額は、現在配付している乗船割引券、大人16枚、小人14枚で試算したものであり、一般島民の方全てに対し半額助成をすることとなりますと、さらに増額になります。助成費の増額ということになれば、県との協議等必要となりますが、現状においては、県の補助対象とは認められない状況となっておりますので、差額の全額は町単独で補助することになります。

つきましては、平成24年度に割引券を2枚増加したところであり、現在においては、一般島民の船賃への半額助成については考えておりません。以上でございます。

(2番議員挙手)

○議長（鈴木和彦君）

山下君。

○2番（山下節子君）

これも町民アンケートに続いて、海上運賃に対するアンケートを共産党の南知多支部で行ったんですけれども、やはり住民アンケートの中には、「海上運賃を引き下げてほしい」「運賃が高い」「本当に生活するのに不便だ」、さまざまな声が寄せられました。老人はバスしか利用できず、医者に行くのは負担がかかり過ぎるため、船代が高過ぎる、島外で働けるよう高速船の運賃を島民のみ大幅に引き下げてほしいなど、そういった声が集約されています。

この海上運賃については、物すごくたくさんの回答があるんですけれども、日間賀島に580枚、篠島に480枚、合わせて1,060枚配付して2週間で131通戻ってきました。その

中のほとんどが、やはり運賃が高い、船賃を安くしてほしい、それからフェリーにも補助を出してほしい、そういったさまざまな要望がありました。

本当にこのアンケートをやることによって、島の方々の海を渡らなければいけない生活の不便さ、そういったことは以前からわかってはいるんですけども、切実に伝わりました。大体90%以上の方が、本当に高い、厳しい、何とかしてほしいという痛切な要望でした。

そのアンケートの内容としては、70代32人、60代24人、50代37人、40代16人、30代10人、20代4人の男性36名、女性が60名の回答がありました。職業は漁業が36、無職が35、会社員4名、商店6名、パート・臨時職員23名、ホテル・旅館業8名、その他左官、自営、主婦、医療関係13名でした。「あなたは何のために渡ったか」ということでは、やはり通院が圧倒的に多く107名でした。

今16枚配付されているんですけども、1人の方が渡る数もはかり知れないものがあります。到底16枚の配付じゃあ、すごく厳しい現実だなあとということが痛切に感じられるんですけども、医者に通うことで渡る回数ですけども、50回、60回、100回、医者だけでもそういったことが統計によって出されています。

師崎に渡る方も、河和に渡る方も、やはりほとんど半数以上が医者で、それも高齢の方が多く、回数もすごく頻繁に渡っている。島にも医者はあるんですけど、島だけじゃあ十分に追いつかない、そういった悲痛な声も上げられています。

ここでちょっと、先ほど回答があったんですけども、島の皆さんの大事な声だと思いますので、少しアンケートの内容、御要望、意見がありましたら御記入くださいということで書いていただいたんですけども、少し読ませていただきます。

母親が大地の丘にショートステイに行くため、割引券を使うため使えない。ホームヘルパーさんと使います、約8回。財源調整できるならば、あと少し運賃の割引をお願いします。できなければ、割引券を大人年20枚、子供年20枚にしてください。

運賃がとても高い。もう少し安くしてほしいです。カーフェリーの料金も当面は安くしてください。

絶対に必要な足です。なるべく島内で整うことはと心がけて生活をしてはいますが、どうにもならない海があります。この先、若者たちが少なくなれば、手助けもしてもらえない現実が見えている生活です。できるなら運賃減額を期待します。

高速船にはいろいろ御意見があると思いますが、できたなら往復乗車券がもっと枚数

が多いと助かります。島で生活して割引券が最低25枚は欲しい。

島民の船賃への半額助成実現に期待しています。運賃が高いため、島から用事があっても最少限度にし、年金生活には暮らしにくいと思います。割引券が少ないし、子供の注射に行くにもお金がかかるので、子供の医療費がただだとは思えない。注射に行くときだけでも無料券をつくってくれればいいと思う。

乗船割引券が16枚では、夫婦で使用すると32枚で半年ぐらいしか使えない。運賃が安くなれば一番いいけど、ならなければ、町からの割引券をもっとふやしてほしいです。

よく考えていただきたい。島に暮らす私たちにとって、船を利用するしかないのに船賃が高過ぎる。1カ月の出費がかかり過ぎる。島外ならすぐ医者にもかかれるが、調子が悪いときでもお金のことを考えて、医者に行けないときもあります。

私が一番言いたいことは、南知多町の住民である篠島、日間賀の島民の足である船代が高額なのはおかしい。島外にはバスを走らせているのに、町民であるのにもっと考え直していただきたい。

私は80歳を超した老人です。少しでも考えていただいて、病院に通うのを安くしていただきたいと願います。年金の生活ですので、船の代金は高いので、安心して行けません。島の方々が安心して行けますようお願い申し上げます。助けてください。心よりお願いいたします。

島内でもある程度生活できると思いますが、通院や、どうしても島外へ行かなければならない場合、割引されて券があったとしても、島民からしてみると大きな出費になると思います。

船を使わなければ島外には行けません。ほとんどの家が漁師をしています。安定した収入があるわけではないので、外に行くたび1,100円、2,000円、財布からなくなってしまくと家計にも響くと思います。河和港を使用するのは老人、高校生以下の子供たちです。高校生は毎日絶対に利用します。定期券がありますが、それも3年払い続けるとばかになりません。船は島民の生活の一部です。

外に住んで外で働いている人も、盆、正月、ゴールデンウイークなど大型連休には帰省します。その人たちも必ず利用します。だけど、住民票など、よそに移してしまっている家族の分の割引券はありません。結婚等をしていれば関係はありませんが、独身であれば家族一緒に住んでいるのも同じ。その人の分も配られてもいいなあと思います。

券も年間1人16枚というのも少ないと思います。少なくとも週に1回、多くて休みのた

びに出ることもあります。そうすると、1カ月4枚使ったとしても、券を使えるのは4カ月だけということになります。4カ月分だけ割引券が使えて、あとの8カ月は普通に1,100円を払います。痛いです。券を配付してくれる枚数も考えてくれたらうれしく思います。

とりあえず船を利用するのは生きるためです。船賃が高過ぎ、生活航路ならもっと安くすべき。このままでは島の人口は減り続けます。カーフェリーを1,000円ぐらいにしてほしい。大人1人で乗船する場合は1,100円で納得できますが、家族5人で乗船すると4,500円ほどかかります。高いと思います。

私たち一家は、夫婦子供4人で通勤・通学しております。主人は通勤費をほぼ全額いただいております。私の負担分、子供の定期代でアパートが借りられると思います。

○議長（鈴木和彦君）

済みません。山下さん、端的に集約してください。お願いします。

○2番（山下節子君）

はい。

7時25分から補修授業が受けたいと言うので、私は島を捨てることにしました。両親は70歳前後です。つらいですが、子供の勉強したいの思いに応えるにはそれしかありません。船代が安ければいい選択ですが、というふうに島の方々から物すごくたくさん意見が寄せられています。

それと、ごめんなさい。もう1つだけ読ませていただきます。

大人年16枚では年間の通院に足りない。師崎往復運賃を1,000円に、河和往復運賃を2,000円に変えてほしい。観光船受付で島民とわかっているから、医者や病院に行く者、特別割引券を65歳の者に対し、医療カードと同じようなものを、本人とわかる名前入りで、60歳を過ぎて若者とは違い遊びなど一度もない、医者通いだけだから。

これ、本当に島の方の悲痛な思いがいっぱい寄せられています。先ほどもありましたけど、運賃を半額というふうな要求はしています。でも、島の方たちから見ると、それが本当に無理なら、先ほども提案するような答えがあったんですけども、16枚じゃ足りない。20枚から25枚にしてほしい。そういった意見もあります。でも、できるだけ島で生活することができて、島外に出なくてもいいなら我慢できる。でも、これ以上は我慢しなければいけないという思いも高齢者の方たちの間にたくさんあります。

今のこういった意見をたくさん言わせていただいたんですけども、やはりたくさん

予算はかかると思うんですけども、これから先、本当に人口減少が問題になっています。町長は、人口減少ストップということで掲げて、今頑張ってみえると思うんですけども、そういった島の人たちの意見を踏まえた上で、町長の御対応をお願いします。

○議長（鈴木和彦君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

共産党さんのアンケートに対しまして、島民の皆様がお答えになった中身を今披露していただきました。

山下議員が訴えれば訴えるほど、我々は切なくなるだけでございまして、誰もこのような要求をできるだけ達成したいという気持ちに変わりはありません。

今現在のところ、県のほうと合わせて離島航路の補助をしているところでございますが、それを増して余分に一般会計から出している。これが、今私たちの町の現状ではないかと理解しております。少しでもその方向に行けるように、よりチケットが出せるようにという方向に頑張るにはどうしたらいいかを、島民のみならず、半島側の住民も含めて、全ての一般会計のバランスの中から考えていかざるを得ないと考えております。

以上で、今訴えていただきましたことに関しましての訴えを、しっかり心にとめながら答弁とさせていただきます。

（2番議員挙手）

○議長（鈴木和彦君）

山下君。

○2番（山下節子君）

ぜひお願いします。

やはり海を越えなければ生活できない。そういった島の方たちの不便さは、痛切に私も感じています。今後とも、この島の問題については、今お答えがありましたけれども、しっかりと考えていっていただきたいと思います。これで終わります。

日程第5 報告第1号 平成24年度南知多町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について

○議長（鈴木和彦君）

続きまして、日程第5、報告第1号 平成24年度南知多町一般会計予算の繰越明許費

繰越計算書についての件を議題といたします。

報告を求めます。

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

報告第1号 平成24年度南知多町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

1枚はねていただき、平成24年度南知多町繰越明許費繰越計算書をごらんください。

平成25年3月議会定例会におきまして、繰越明許費の補正措置を可決いただきました各事業につきまして、記載のとおり平成25年度に繰り越しをいたしましたので報告するものでございます。

繰越明許費の対象事業は、交通安全施設整備事業、離島相互連携促進事業、漁港機能保全事業、篠島渡船施設整備事業、橋りょう長寿命化事業及び同報系デジタル防災行政無線整備事業でございます。

表の一番下の欄、合計でございます。交通安全施設整備事業を初め6事業で、金額欄5億2,920万2,000円のうち、平成24年度の支出はありませんでしたので、全額を翌年度へ繰り越しました。その財源は、国庫支出金1億400万円、県支出金7,255万8,000円、町債2億1,090万円及び一般財源1億4,174万4,000円でございます。

以上、報告をさせていただきます。

○議長（鈴川和彦君）

これをもって報告を終わります。

日程第6 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町税条例の一部を改正する条例について）

○議長（鈴川和彦君）

日程第6、議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町税条例の一部を改正する条例について）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

それでは、議案第31号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由の御説

明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんいただきたいと思います。

1 番の提案の理由でございます。

地方税法の一部を改正する法律及び離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が平成25年3月30日に公布されたことに伴いまして、緊急に南知多町税条例を改正する必要性が生じたので、3月30日、町税条例の一部改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分をいたしましたので、第179条第3項の規定により議会へ報告し、その承認を求めるものでございます。

2 番の改正の主な内容でございます。

(1)の延滞金等の利率の見直しにつきましては、国税の見直しに合わせまして、町税に係る延滞金、還付加算金の利率を引き下げるものです。これは、国内銀行の貸出約定平均金利の年平均が1%の場合に、延滞金の利率を14.6%から9.3%に。ただし、納期限後1カ月は4.3%から3.0%に引き下げ、還付加算金の利率は4.3%から2.0%に引き下げるものでございます。これは、附則第3条第1項関係の改正となります。

(2)の個人町民税における住宅ローン控除の延長・拡充につきましては、所得税の住宅ローン控除の適用者、26年から29年までの入居者につきましては、所得税から控除をし切れなかった額を控除限度額の範囲内で町民税から控除をいたします。控除限度額は、現行の3.0%から4.2%へ引き上げとなります。ただし、この規定は消費税率が引き上げられた場合に適用されるものでございます。それは、附則第7条の3の2関係の改正となります。

(3)の固定資産税に係る法附則第15条第37項の条例で定める割合に関する規定の追加につきましては、都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった協定倉庫に係る固定資産税等の課税標準の特例を3分の2に軽減するものでございます。現在、町内にこういった協定倉庫はございませんが、法律に定められたため条例に追加するものであります。これは、附則第10条の2関係の改正となります。

(4)の固定資産税の不均一課税の適用要件の改正につきましては、離島振興法の改定に伴うものでございます。対象期間は25年4月1日から27年3月31日となります。事業の対象者は、離島、篠島、日間賀島の製造業、旅館業、情報サービス業などで、町の策定する離島の産業投資促進計画に適合した事業で、一定の条件を満たしたものとなりま

す。これは、附則第10条の4関係の改正となります。

3番の施行期日につきましては、平成25年4月1日でございます。ただし、附則第3条第1項の改正規定は、平成26年1月1日から施行し、附則第7条の3の2の改正規定は、平成27年1月1日から施行となります。

また、提案理由の次のページに、この条例の改正新旧対照表をつけてございます。また後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木和彦君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第31号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について）

○議長（鈴木和彦君）

日程第7、議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

それでは、議案第32号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんいただきたいと思っております。

1番の提案の理由でございます。

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴いまして、緊急に南知多町都市計画税条例を改正する必要性が生じたので、3月30日、同条例の一部改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会へ報告し、その承認を求めます。

2番の改正の主な内容は、(1)の都市計画税に係る法附則第15条第37項の条例で定める割合に関する規定の追加につきましては、先ほど町税条例の改正と同じく、都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった協定倉庫に係る都市計画税の課税標準の特例を3分の2に軽減するものでございます。これは附則第2項関係の改正となります。

(2)の地方税法の一部改正による条文の整理も行っております。これは、附則第5項から第12項関係の改正となります。

3番の施行期日等につきましては、平成25年4月1日でございます。ただし、改正後の南知多町都市計画税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成24年度分までの都市計画税につきましては、なお従前の例によるものでございます。

なお、この都市計画税につきましては、本町は平成15年度以降課税の停止をしております。また、提案理由の次のページに、この条例の改正新旧対照表をつけていますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木和彦君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第32号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町国民健康保

陰税条例の一部を改正する条例について)

○議長（鈴木和彦君）

日程第8、議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

議案第33号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんいただきたいと思います。

1番の提案の理由でございます。

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴いまして、緊急に南知多町国民健康保険税条例を改正する必要性が生じたので、3月30日、同条例の一部改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会へ報告し、その承認を求めるところでございます。

2番の改正の主な内容でございます。

世帯ごとにかかる保険税の平等割額の軽減措置につきましては、世帯主もしくは世帯員が後期高齢者医療制度に移行したことで、国民健康保険加入者が1人となった場合、国民健康保険税の平等割額を軽減するものでございます。移行後、最初の5年間は平等割額の2分の1を軽減し、移行後6年目から8年目につきましては、平等割額の4分の1を軽減するものでございます。これは第5条の2、第7条の3、第23条関係の改正となります。

3番の施行期日につきましては、平成25年4月1日でございます。ただし、附則第17項の改正規定につきましては、平成26年1月1日からの施行となります。

また、提案理由の説明の次のページに、この条例の改正新旧対照表をつけてございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（鈴木和彦君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第33号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第9 議案第34号 工事請負契約の締結について（同報系デジタル防災行政無線設置工事）

○議長（鈴木和彦君）

日程第9、議案第34号 工事請負契約の締結について（同報系デジタル防災行政無線設置工事）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

それでは、議案第34号 工事請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1番の提案の理由でございます。

同報系デジタル防災行政無線設置工事につきまして、請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

入札につきましては、去る5月8日に11社による指名競争入札を行っております。

2番の工事の概要といたしまして、工事名は同報系デジタル防災行政無線設置工事、工事の場所は南知多町地内となります。

主な工事概要は、アといたしまして、本庁舎に設置いたします同報系親局設備設置工事、イといたしまして、南知多町内に設置いたします屋外拡声子局設備設置工事53局、ウといたしまして、同じく南知多町内に設置いたします防災拠点用別受信機設置工事

50台でございます。

工期は、平成26年3月14日まででございます。

請負契約金額は2億8,140万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税は1,340万円です。

請負契約者は、名古屋市名東区香流3丁目1013番地、三愛通信設備株式会社名古屋支店でございます。

なお、次の2ページには入札の結果を、また3ページには同報系デジタル防災行政無線設置工事の概要図をつけさせていただいております。後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木和彦君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（挙手する者あり）

松本君。

○6番（松本 保君）

先日、5月24日になりますか、全員協議会のほうで確認をさせていただきましたことについて、もう一度確認をさせていただきます。

先日、工事の内容について説明の中にありましたスピーカーの件なのですが、指向性の強いスピーカーということで、方向的に一方向しかできないスピーカーを採用しているということを聞きました。

ここにありますように、5月21日付で中日新聞のほうに載った公告があります。それにつきましては、全方向へ聞こえるよというスピーカーが載っておるわけなんです、これについて質問させていただきます。これに対する内容について、町の考え方はどうなっているのかお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木和彦君）

石黒君。

○防災安全課長（石黒廣輝君）

御指摘のありました全方位360度タイプの長距離伝搬スピーカーにつきまして調査を

いたしましたところ、現在、外国製で新聞に掲載されておる関係の2社と、外見は異なりますが、よく似た機能の製品が日本製で1社ございます。

このような製品、機種につきましては、広大な平野部、平たんな場所では、その実力、機能が十分発揮されることが予想できます。しかしながら、南知多町のような地区ごとの間に山が存在し、あるいは狭い谷間の連続した地形など、集落が分散している本町につきましては、音が遮断されるケースもかなりありまして、非効率的な形になってしまっています。

最終的に結論としましては、南知多町のような地形としましては、従来型のスピーカーを細かく配置したほうが、より効率的で適した手法と考えております。

○議長（鈴木和彦君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第34号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第35号 工事請負契約の締結について（篠島渡船施設整備工事）

○議長（鈴木和彦君）

日程第10、議案第35号 工事請負契約の締結について（篠島渡船施設整備工事）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

議案第35号 工事請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

1 ページの提案理由の説明をごらんください。

篠島渡船施設整備工事について請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

入札につきましては、去る4月24日に町内の5社で行っております。

工事名は、篠島渡船施設整備工事。

工事の場所は、南知多町大字篠島地内でございます。

工事の概要ですが、現在あります老朽化した渡船施設にかわり、新しく渡船施設を建てかえ整備するものでありまして、アの構造としましては、鉄骨造平家建て、床面積485.82平方メートルでございます。

イの主な用途は、待合ロビー、観光案内所、トイレ、事務所などでございます。

工期は、平成26年2月28日まででございます。

請負契約金額は1億4,962万5,000円でございます。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は712万5,000円です。請負契約者は株式会社石橋組でございます。

なお、2ページには入札結果をつけてございます。また、3ページ、4ページには、篠島渡船施設の建設予定地の地図、施設の立面図及び平面図がつけてございますので、後ほどごらんいただければと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（鈴木和彦君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第35号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第36号 工事請負契約の締結について（総合体育館外部改修工事）

○議長（鈴木和彦君）

日程第11、議案第36号 工事請負契約の締結について（総合体育館外部改修工事）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

議案第36号 工事請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

1 ページの提案理由の説明をごらんください。

提案の理由でございますが、総合体育館外部改修工事について請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。なお、請負契約金額は入札の結果4,903万5,000円となりますが、税込みの予定価格が5,000万円以上でありますので、議会の議決をお願いするものでございます。

入札につきましては、去る4月24日に町内の4社で行っております。

工事名は、総合体育館外部改修工事。

工事場所は、南知多町大字豊浜地内でございます。

主な工事の概要ですが、アとしまして、防水改修工事でありまして、内容はウレタン塗膜防水、アスファルト防水でございます。

イとしまして、外壁改修工事ですが、浮き、ひび割れ補修でございます。

ウとしまして、塗装改修工事ですが、高圧洗浄、複層塗材塗りかえでございます。

工期は、平成26年2月14日まででございます。

請負契約金額は4,903万5,000円でございます。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は233万5,000円で、請負契約者は株式会社石黒組でございます。

なお、2ページに入札結果をつけてございます。

また、3ページに工事概要をつけてございます。

この工事は、総合体育館が建築後21年経過しており、老朽化対策として実施するものでございます。下の南立面図でアルファベットで表記してあるところが主な工事施工箇所でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木和彦君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第36号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。休憩は2時20分までといたします。

[休憩 14時07分]

[再開 14時19分]

○議長（鈴木和彦君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

日程第12 議案第37号 南知多町長等及び職員の給与の臨時特例に関する条例の制定
について

○議長（鈴木和彦君）

日程第12、議案第37号 南知多町長等及び職員の給与の臨時特例に関する条例の制定
についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

それでは、議案第37号 南知多町長等及び職員の給与の臨時特例に関する条例の制定
理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんいただきたいと思います。

1番の制定の理由です。

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支
給措置を踏まえ、本町においても国に準じた必要な措置を講ずるため、新たに臨時特例
条例を制定する必要があるからでございます。

2番の条例の主な内容でございます。

(1)町長、副町長及び教育長の給料月額を減額でございます。第2条、第3条、第4
条関係となります。

平成25年7月1日から平成26年3月31日までの9カ月間、給料月額を5%減額するも
のであります。町長の現行の給料月額73万2,600円、減額する月額5%分でございます
3万6,630円、差し引きの減額後の給料月額69万5,970円とするものでございます。

同じく副町長、現行の給料月額58万5,000円、減額する月額2万9,250円、減額後の給料月額でございます55万5,750円。

教育長につきましても減額という形で、現行の給料月額53万7,000円、減額する月額2万6,850円、減額後の給料月額51万150円となります。

次に、(2)一般職の職員の給料月額及び管理職手当月額の減額でございます。第5条関係となります。

平成25年7月1日から平成26年3月31日までの9カ月間、給料月額3.3%、管理職手当月額10%、それぞれ減額するものでございます。

一般職の職員の給料月額の減額といたしましては、一般行政職の現行の平均給料月額31万6,897円、減額する平均月額3.3%になりますけれども1万457円、減額後の平均給料月額30万6,440円。

単純労務職につきましては、現行の平均給料月額18万7,814円、減額する平均月額が6,197円、減額後の平均給料月額が18万1,617円とするものでございます。

次に、2ページ、裏面のほうをお願いいたします。

管理職手当月額の減額といたしましては、部長職の現行の月額6万7,400円、減額する月額10%分でございます6,740円、減額後の月額といたしまして6万660円。

課長職の現行の月額5万700円、減額する月額5,070円、減額後の月額4万5,630円。

また、主幹・保育所長職の現行の月額3万9,800円、減額する月額3,980円、減額後の月額3万5,820円とするものでございます。

3番の施行期日につきましては、平成25年7月1日から施行となります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（鈴木和彦君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第37号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第38号 南知多町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

○議長（鈴木和彦君）

日程第13、議案第38号 南知多町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

議案第38号 南知多町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につきまして、御説明を申し上げます。

制定理由の説明をごらんください。

1. 制定の理由は、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成25年4月13日から施行されたことにより、新たに条例を制定する必要があるからでございます。

次に、2. 条例の主な内容は、(1)組織として、対策本部に本部長、副本部長及び本部員を置くことを定めたもので、第2条関係でございます。

(2)会議として、本部長は対策本部の会議を招集することを定めたもので、第3条関係でございます。

3. 施行期日は公布の日から施行するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木和彦君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第38号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第39号 平成25年度南知多町一般会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木和彦君）

日程第14、議案第39号 平成25年度南知多町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長、鳥居君。

○副町長（鳥居敏正君）

それでは、議案第39号 平成25年度南知多町一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

歳入歳出予算の補正、第1条におきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,441万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億2,941万3,000円とするものでございます。

また、第2条におきましては、地方債の補正で、地方債の追加をお願いするものであります。

補正をお願いする内容でございます。

まず歳出から御説明させていただきます。

10ページ、11ページをごらんいただきたいと思います。

3の歳出でございます。

2款の総務費、1項総務管理費、14目公共交通対策事業費1,258万8,000円の増額補正でございます。これは、南知多町地域公共交通総合連携計画に基づきまして、南知多町コミュニティバス「海っ子バス」でございますが、本年10月より本格運行になり、運行回数、また運行時間等の変更による委託料、またバス車内情報システム導入等による役務費及び備品購入費の追加でございます。

15目諸費につきましては250万6,000円の増額補正でございます。これはコミュニティ事業につきまして、財団法人自治総合センターから助成金が交付されることになりましたので、今回補正をお願いするものでございます。備品購入費の主な内容につきまして

て、コミュニティー活動用のテント、また投光器などを購入するものでございます。

次に、4款の衛生費、1項保健衛生費、3目の環境衛生費650万円の増額補正でございます。これにつきましては、海岸漂着物対策を推進するため、県から補助金を受けまして、町内3地区で海岸漂着物等の回収処理を行う費用でございます。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、5目の農地費でございます。1,650万円の増額補正でございます。これにつきましては、県補助事業であります単独土地改良事業としまして、平成25年度に創設されました県民の命を守る緊急減災事業を活用しまして、大井地区において避難所整備を行う事業でございます。

次のページをごらんいただきたいと思っております。

3項の水産業費、5目の漁業集落排水事業費2,392万円の減額補正でございます。これにつきましては、漁業集落排水事業特別会計におきまして、処理場等設備改良工事の県補助金などの特定財源を確保できる見通しとなりましたので、その相当額といたしまして、一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

次に、7款商工費、1項商工費、3目の消費者行政費でございます。111万9,000円の増額補正でございます。これにつきましては、消費者問題を啓発するため、県の補助金を受けまして啓発資材を購入するものでございます。

4目の観光振興費912万円の増額補正でございます。これにつきましては、愛知県緊急雇用創出事業基金を活用いたしまして、南知多の特色を生かした新たな商品の開発、また販路の開拓を行う業務に要する経費を追加させていただいたものでございます。

以上で歳出の説明は終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

8ページ、9ページをごらんいただきたいと思っております。8ページ、9ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

14款県支出金、2項県補助金、3目の衛生費県補助金650万円の増額補正でございます。これにつきましては、歳出で説明させていただきました海岸漂着物対策事業に対する県の補助金でございます。

次に、4目の労働費県補助金912万円の増額でございます。これにつきましては、緊急雇用創出事業基金事業費といたしまして、南知多グッズの開発及び販路開拓事業に対する県の補助金でございます。

5目の農林水産業費県補助金825万円の増額でございます。これにつきましては、土

地改良事業に対する県の補助金でございます。

9目商工費県補助金118万2,000円の追加でございます。これにつきましては、消費者行政事業に対します県の補助金でございます。

次に、17款繰入金、1項基金繰入金、1目の財政調整基金繰入金につきまして1,133万9,000円の減額でございます。これにつきましては、今回の歳入歳出補正の財源調整といたしまして減額をするものでございます。

次に、19款諸収入、4項雑入、3目の雑入につきましては250万円の追加でございます。歳出で御説明しましたコミュニティー活動用備品の購入事業に対します財団法人自治総合センターからの助成金でございます。

次に、20款町債、1項町債、1目の農林水産業債820万円の追加でございます。歳出で御説明しました土地改良事業に係る町債を追加させていただくものでございます。

以上で歳入の説明を終わり、次に4ページをごらんいただきたいと思っております。4ページのほうをお願いいたします。

第2表の地方債補正であります。先ほど歳入の20款町債にて説明させていただきました事業の地方債の追加でございます。

一般会計の地方債残高につきましては、14ページのほうをごらんいただきたいと思っております。14ページをお願いいたします。

表の一番下の段の右端になりますが、25年度末現在高見込み額は58億1,297万3,000円でございます。

以上で提案理由の御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木和彦君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により各委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第39号の件については、各委員会に付託するこ

とに決定しました。

日程第15 議案第40号 平成25年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木和彦君）

日程第15、議案第40号 平成25年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

議案第40号 平成25年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

一番下段の第2条、地方債の追加補正でございます。内容につきましては3ページをごらんいただきたいと思います。漁業集落排水事業債760万円を追加するものであります。

補正をお願いする内容につきまして、8ページ、9ページで御説明をさせていただきます。

歳入の財源更正で中段の7款町債、1項町債、1目集落排水事業債、1節集落排水事業債760万円と、下段の8款県支出金、1項県補助金、1目集落排水事業補助金、1節集落排水事業補助金1,632万円を合わせた2,392万円の増額補正であります。それに伴い、一番上段の4款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金2,392万円を減額補正するものであります。

次に、10ページ、11ページをお開きください。

歳出につきましては、3款事業費、1項事業費、1目事業費のうち、処理場等施設改良工事が県補助事業となったための財源更正であります。

次に、12ページをお開きください。

漁業集落排水事業債に関する調書であります。

表の右端になりますが、補正後の平成25年度末現在高見込み額は3億6,628万2,000円であります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（鈴木和彦君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第40号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

○議長（鈴木和彦君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

〔 散会 14時39分 〕

